

ほっと福祉プラン21

(令和6年度～令和8年度)

**高岡市高齢者保健福祉計画
高岡市介護保険事業計画**

(案)

高岡市

はじめに

本計画期間中には、団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えることとなります。全国の高齢化率は令和5年9月現在29.1%であり、本市の高齢化率は33.8%であることから、全国を上回るペースで高齢化が進んでいます。

今後、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々な要介護高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。また、高齢者の就業状況については、就業率が全国的に年々上昇しており、これまでの高齢者を取り巻く環境も変化しています。

これまで、第6期及び第7期計画期間中においては、地域包括ケアシステムの「仕組みづくり」、「人づくり」を進め、第8期計画では、地域包括ケアシステムを推進する「地域力」を高めることを基本方針に各種施策に取り組んできました。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に深化させていくことが重要であり、第9期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「丸ごとつながり自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げます。

第9期計画では、2040年等の中長期を見据えた視点に立って、「つながり」をキーワードに、これまでの人と人の顔が見える対面によるつながりを大事しながらも、新たにデジタル技術、具体的には市独自の高齢者アプリやICTツール等を活用し、住民・医療・介護・行政等が速やかにつながり、より効率的かつ効果的に支援できる体制を確立します。そして、介護職員の業務負担軽減を図ることにより、介護人材の確保にもつなげ、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを更に深化させることを目指します。

高齢者の皆様一人ひとりが自ら望む生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく安心して暮らせるまちづくりを全力で進めてまいります。

終わりに、第9期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、パブリックコメントなどを通して参画をいただいた皆様、並びに熱心にご審議を賜りました協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただいたすべての皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

高岡市長 角田 悠紀

第1編 序論

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨…………… 2
- 2 計画の性格、法令等の根拠…………… 3
- 3 基本理念…………… 3
- 4 第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント…………… 4
- 5 計画期間…………… 5

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高岡市の人口構造、高齢者の状況など

- (1) 高岡市の人口構造…………… 6
- (2) 高齢者人口の推移…………… 7
- (3) 高齢者のいる世帯の状況…………… 8
- (4) 認知症高齢者の状況…………… 8
- (5) 高齢者等の就労率…………… 9
- (6) 高齢者を対象としたニーズ調査の結果…………… 9
- (7) 日常生活圏域…………… 10

2 介護保険対象サービスの実施状況

- (1) 要介護認定の状況…………… 11
- (2) 居宅・地域密着型・施設別の介護サービス利用量…………… 12
- (3) サービス受給者の状況…………… 13
- (4) サービス種類別給付額の状況…………… 16

3 被保険者数及び要介護認定者数の今後の見通し(将来推計)

- (1) 被保険者数の推計…………… 19
- (2) 要介護認定者数の推計…………… 21

第3章 第9期計画の重点事業について

- 1 2040年等中長期を見据えた計画の策定…………… 22
- 2 第9期計画における課題と施策の方向性および重点事業について…………… 23

- 施策の体系…………… 26

第2編 計画の内容

I 健康づくり・介護予防・認知症予防施策の充実・推進

1 元気なときからの健康づくり・フレイル予防

- (1) 介護予防・フレイル予防…………… 29
- (2) 社会参加と生きがいづくり…………… 31

2 個人の身体の状態に応じた介護予防・フレイル予防

- (1) 介護予防・日常生活支援サービス等の充実…………… 31
- (2) 介護予防支援の質の向上…………… 33

3 認知症の普及啓発と予防

- (1) 認知症の理解者の増加…………… 33
- (2) 認知症の予防…………… 34

II 安心して在宅生活を送るための支援

1 在宅生活を支援する相談・支援体制の強化

- (1) 相談機能の強化(困りごとを丸ごと受け止めつなぐ)…………… 37
- (2) 医療、介護の連携強化…………… 38
- (3) 在宅生活支援サービス…………… 39

2 安心して暮らすための環境づくり

- (1) 高齢者の権利擁護の推進…………… 40
- (2) 高齢者の住まい…………… 41
- (3) 非常災害時の体制整備・支援…………… 41

3 認知症の早期発見・対応、家族支援

- (1) 認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応…………… 42
- (2) 認知症の方及び家族への支援の強化…………… 43

III 支え合う地域づくり

1 地域の見守りや声かけ活動の推進

- (1) 地域の見守りや声かけの充実…………… 46

2 生活支援体制の充実

- (1) 生活支援体制整備事業の拡充…………… 47
- (2) 地域ケア会議の推進…………… 48

3 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援

(1) 認知症バリアフリーの推進	49
------------------------	----

IV 介護保険サービスの適正な運営

1 適切な介護サービスの提供

(1) 介護サービス基盤整備	51
----------------------	----

※【第9期のサービス設置の考え方】	51
-------------------------	----

(2) 介護サービス事業所の質の確保	52
--------------------------	----

2 介護給付の適正化(介護給付費適正化計画)

(1) 介護給付適正化事業の充実	52
------------------------	----

(2) ケアマネジメントの質の向上	53
-------------------------	----

3 人材確保および業務の効率化

(1) 介護人材の確保	54
-------------------	----

(2) 業務の効率化、負担軽減	54
-----------------------	----

第1編 序論

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本の65歳人口の総人口に占める割合は、年々増加しており、総務省公表の人口推計では全国の高齢化率は令和5年9月現在29.1%※であり、本市の高齢化率は33.8%であることから、全国を上回るペースで高齢化が進んでいます。

本計画期間中には、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えることになり、更にその先を展望すると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には、高齢化が一層進展し、医療・介護双方のニーズを必要とする高齢者の増加が見込まれるなど、介護等のサービス需要が更に増加・多様化することが予想されます。

一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となるなど、高齢者を取り巻く状況は一層厳しくなると考えられており、社会情勢に対応した総合的な高齢者施策の推進が求められています。

さらに、都市部と地方で高齢化の進み方が大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標、優先順位を検討した上で、計画に定めることが重要になってきます。

本市では、これまで2025年、2040年を見据え、地域包括ケアシステムの仕組みづくり、人づくり、そして地域包括ケアシステムを推進する地域力を高めることを基本方針に掲げ、各種施策に取り組んできました。

本計画では、2040年等の中長期を見据えた視点から、これまで第6期計画(H27～29)以降構築してきた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や、複雑・複合化した問題を抱える世帯の増加、医療・介護分野の人材不足、地域の担い手不足などに対応するため、これまでの人と人との顔が見えるつながり方に新たなデジタル技術を加え、ICT等の活用による業務効率化、医療・介護分野の専門職の連携の推進、そして住民が主体的に介護予防や生活支援に関わっていただける体制づくりを進めていきます。

※出典:「人口推計」(総務省統計局)

2 計画の性格、法令等の根拠

本市の高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づくすべての高齢者を対象とした老人福祉計画であり、老人福祉サービスや高齢者の介護予防、健康の増進に資するための基本的な政策目標を設定し、その実現のために取り組むべき施策を定めるもので、その内容において介護保険事業計画を包含するものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づく介護の必要な高齢者等を対象とした計画であり、介護保険の適正な給付を目指し、要介護認定者数の推計等を踏まえ介護保険サービスの必要量の見込等を定めるものです。

3 基本理念

高齢者のみの世帯、単身世帯の増加により、家庭や地域だけでは解決できない、複雑化・複合化したケースが増加しています。このような問題に対し、住民(地域)・医療・介護・行政等がつながり対応していくことが必要です。

医療・介護現場においては、オンライン会議や介護記録の電子化、多職種の連携ツール(ICT)の導入等デジタル化を推進することで、業務の効率化や専門職の負担軽減を図り、持続可能な医療・介護の提供体制を確保していきます。

また、高齢者においては、感染症予防のため外出を自粛する方が増える一方で、スマートフォンの利用者が増加するなど、デジタル技術を活用した新しいつながり方が広がっています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で希薄化したつながりをつなぎ直すとともに、新たなつながり(高齢者アプリやICTツール等)を活用することで、つながり、ひろがった支援・選択肢の中から一人ひとりが望む生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく安心して暮らせるまちを目指します。

【基本理念】

丸ごとつながり 自分らしく暮らせるまちづくり

地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組み

4 第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための
医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

5 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

この計画の初年度から3年が経過する令和8年度中に、それまでの給付実績等をもとに見直し、新たに令和9年度を初年度とする3年間の計画を策定します。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高岡市の人口構造、高齢者の状況など

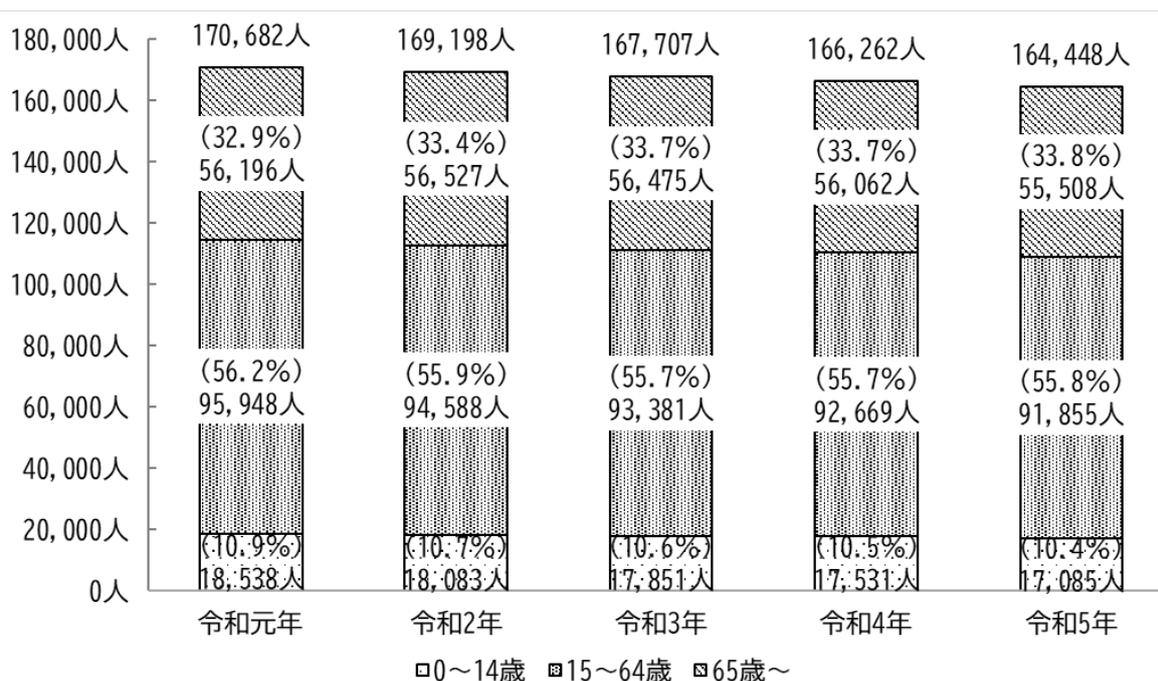
(1) 高岡市の人口構造

本市の総人口は、令和元年の170,682人から令和5年には164,448人、5年間で6,234人減少しています。

これを年齢別で見ると、年少人口や生産年齢人口は減少しています。高齢者人口については、令和2年までは増加し続けていましたが、令和3年以降減少に転じており、令和元年から令和5年までの5年間で688人(1.2%)減少しています。

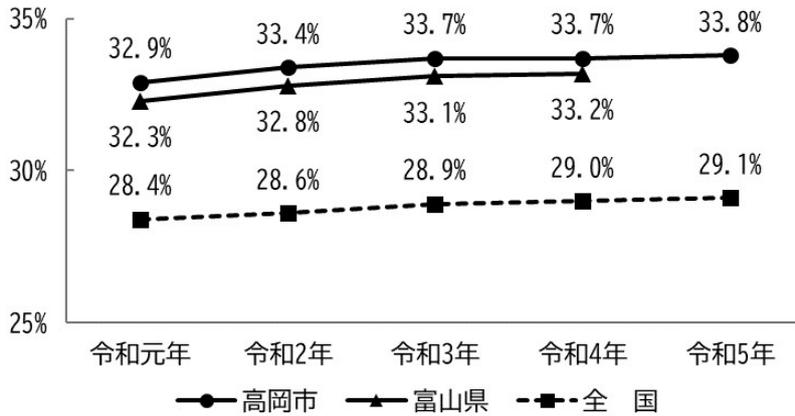
また、本市の高齢化の状況は、全国と比較しても高い割合となっており、急速に高齢化が進んでいることがうかがえます。

〔高岡市の人口構造〕



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

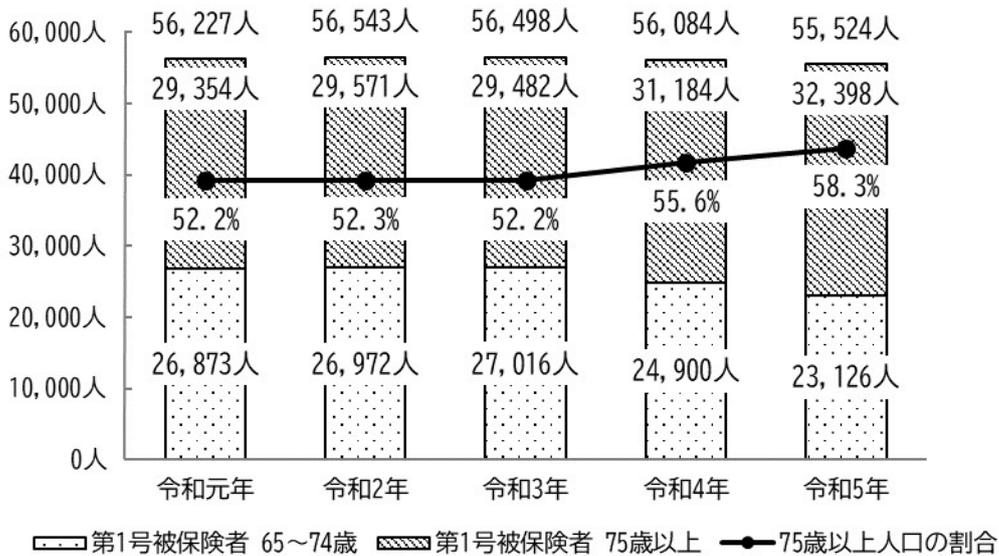
(参考)高齢化率の推移 ※令和5年の数値(富山県)は令和5年12月に判明



全国数値: 総務省統計局「推計人口」年報及び月報 富山県: 富山県人口移動調査

(2) 高齢者人口の推移(第1号被保険者)

第1号被保険者(65歳以上)全体の人口は、令和2年から令和3年を境に減少に転じていますが、75歳以上の後期高齢者は増加し続けています。

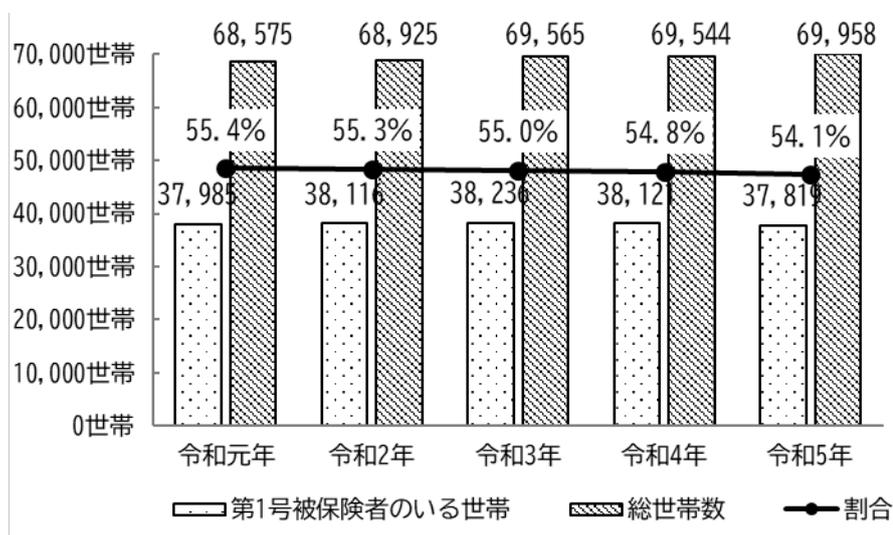


資料: 介護保険事業状況報告(月報)(各年10月1日現在)

※ 第1号被保険者には、他市町村の施設に入所、入居している住所地特例者を含むため、頁の高齢者人口と異なる。

(3) 高齢者のいる世帯の状況

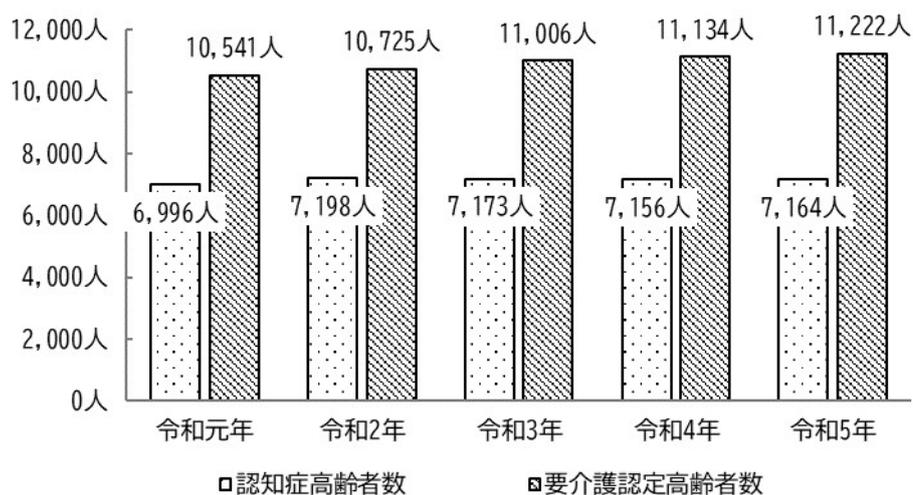
総人口が減少傾向にある中で総世帯数は増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進んでいることがうかがえます。このような状況において、65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯、高齢単身世帯はますます増加していくことが予測されます。



資料：総世帯数 住民基本台帳

第1号被保険者世帯数 介護保険事業状況報告(年報)(各年3月31日現在)

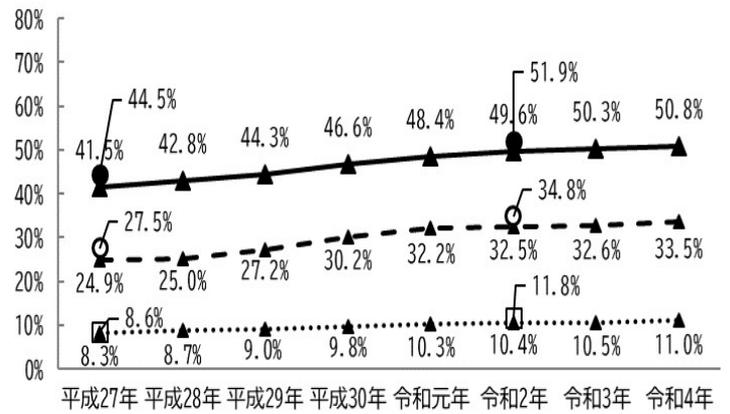
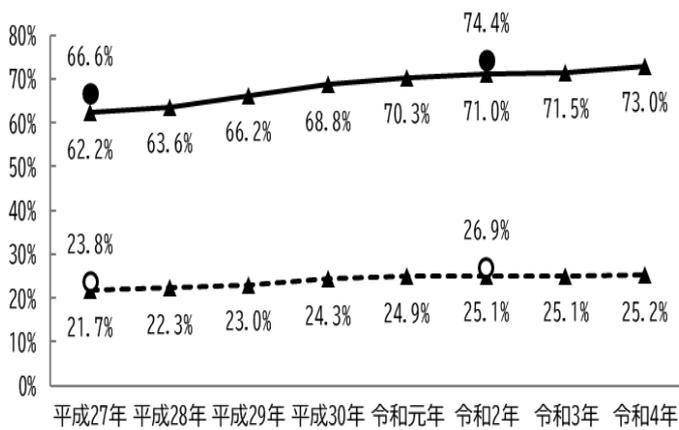
(4) 認知症高齢者の状況



(各年3月31日現在、※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者)

(5) 高齢者等の就業率

60歳以上の方の就業率は年々上昇しており、とりわけ75歳未満において、上昇幅が大きくなっています。



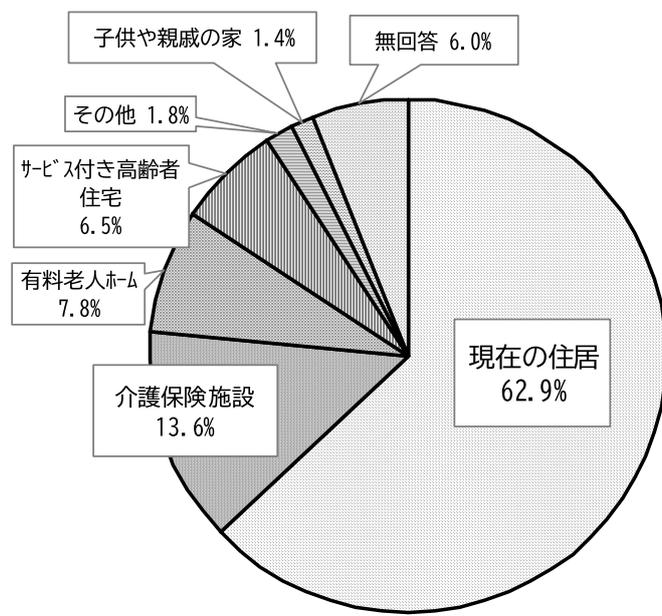
● 高岡市 60~64歳 ○ 高岡市 65歳以上
 — 全国 60~64歳 - - 全国 65歳以上
 ※就業率は60~64歳または65歳以上人口に占める就業者の割合

● 高岡市 65~69歳 ○ 高岡市 70~74歳 □ 高岡市 75歳以上
 — 全国 65~69歳 - - 全国 70~74歳 ... 全国 75歳以上
 ※就業率は各年齢階級の人口に占める就業者の割合

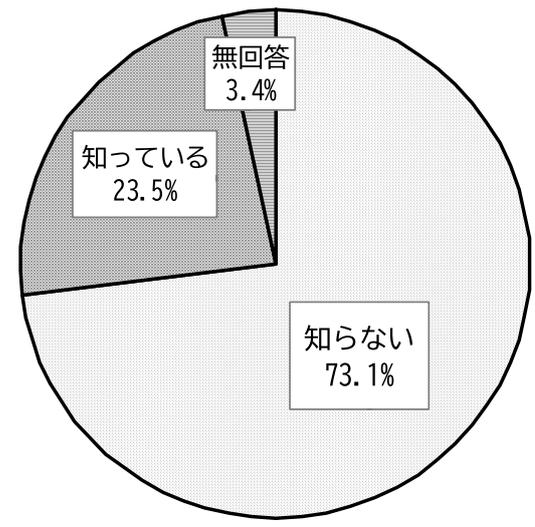
総務省統計局「労働人口調査」、高岡市統計書(各年10月1日現在)

(6) 高齢者を対象としたニーズ調査の結果

○身体が弱ってきたときに希望する住まいについて



○認知症に関する相談窓口について



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和5年1月10日~2月24日実施)

(7) 日常生活圏域

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で介護サービスを利用できるようにするため、人口(特に高齢者人口)・面積・地理的条件等を踏まえ、概ね中学校区の単位で市域を 11 区分した「日常生活圏域」を主眼に置いてサービス配置・提供を行っていくこととします。

《日常生活圏域・地域包括支援センター》

◎は地域包括支援センターの場所



(人、%)

センター名(日常生活圏域)	人口	高齢者人口	高齢化率
①伏木・太田地域包括支援センター	11,802	5,014	42.5
②守山・二上・能町地域包括支援センター	16,059	5,192	32.3
③牧野地域包括支援センター	9,577	2,881	30.1
④横田・西条・成美地域包括支援センター	18,672	7,041	37.7
⑤野村地域包括支援センター	17,864	4,781	26.8
⑥高陵・下関地域包括支援センター	20,941	6,472	30.9
⑦博労・川原地域包括支援センター	8,627	3,541	41.0
⑧木津・福田・佐野・二塚地域包括支援センター	17,695	5,620	31.8
⑨国吉・五位地域包括支援センター	12,607	4,485	35.6
⑩戸出・中田地域包括支援センター	18,577	6,287	33.8
⑪福岡地域包括支援センター	12,027	4,194	34.9

資料：住民基本台帳(令和5年9月30日現在)

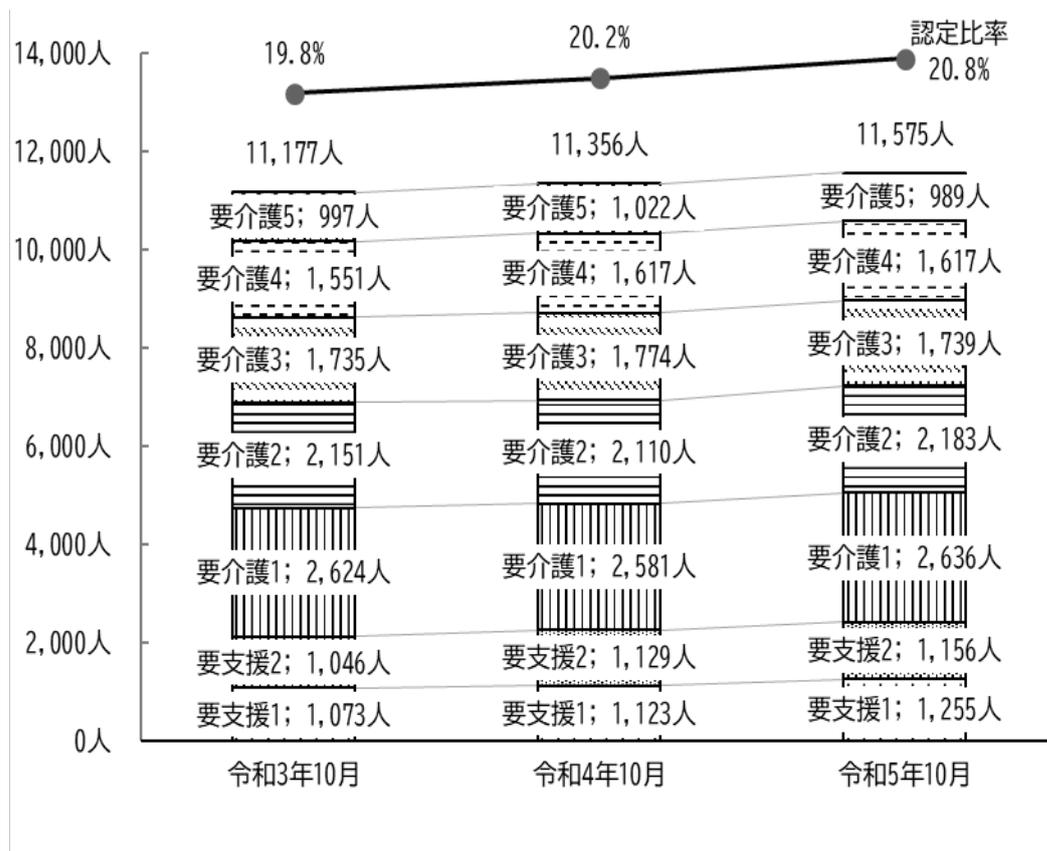
2 介護保険対象サービスの実施状況

(1) 要介護認定の状況

第1号被保険者の要支援・要介護認定の状況をみると、認定者数は、令和3年10月の11,177人から令和5年10月には11,575人と増加しています。また、第1号被保険者に占める割合である認定率は19.8%から20.8%と増加しています。

介護度別では、令和3年から令和4年にかけて要介護1・要介護2、令和4年から令和5年にかけて要介護3・要介護5で認定者が減少しているものの、全体的に増加傾向にあります。

〔要介護認定の状況〕



資料:介護保険事業状況報告(月報)

要支援…介護保険の対象者で要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人等

介護保険の介護予防サービスと市が行う介護予防・日常生活支援総合事業(31頁参照)を利用可能

要介護…介護保険のサービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人等

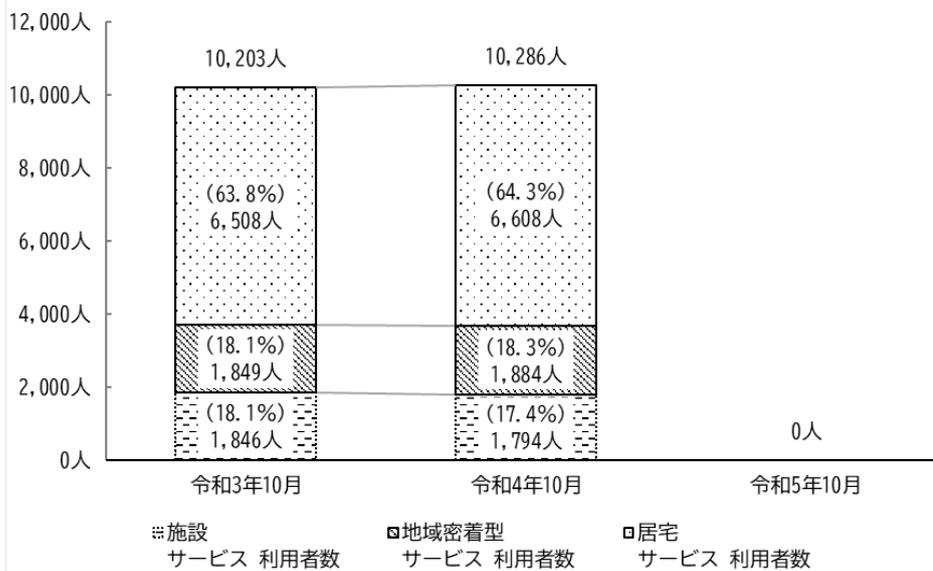
介護保険の介護サービスを利用可能

(2) 居宅・地域密着型・施設別の介護サービス利用量

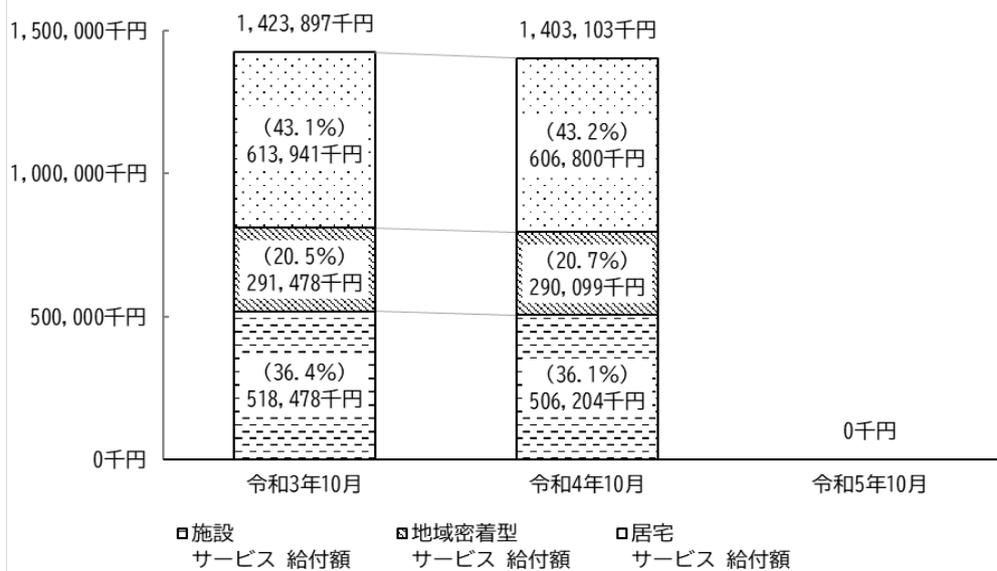
令和3年から令和5年における利用者の伸び率は、居宅サービスは〇%、地域密着型サービスは〇%とそれぞれ増加しています。一方で、施設サービス利用者は〇%増と居宅サービスや地域密着型サービスに比べて低くなっていることから、全体として在宅中心の介護サービスへの移行が進んでいることがうかがえます。

※令和5年10月分の数値は令和5年12月に判明

〔居宅・地域密着型・施設別介護サービス利用者数〕



〔居宅・地域密着型・施設別介護サービス給付額〕



資料:介護保険事業状況報告(月報)

※介護予防サービスを含む。また、居宅サービスには居宅介護(予防)支援費を含む。

サービスごとの詳細 居宅〇頁、地域密着型〇頁、施設〇頁参照

(3) サービス受給者の状況

○ 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス利用実績(人数・給付費)

居宅サービスの令和3年度から令和5年度にかけての利用人数をみると、特に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用者が多いことがわかります(表中①)。

地域密着型サービスにおいては、第8期計画期間中整備が進んだため、看護小規模多機能型居宅介護の利用者が大きく増加していますが(表中②)、他のサービスは概ね横ばいで推移しています。

施設サービスでは、介護療養型医療施設から介護医療院への転換が進んだことがわかります(表中③)。

〔居宅サービス利用実績(人数・給付費)〕

サービスの種類	利用人数(月平均)			1人1月当たりの給付費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	1,378人	1,445人	1,411人	72,707円	72,705円	73,025円
訪問入浴介護	123人	135人	134人	55,887円	51,688円	52,368円
訪問看護	720人	754人	774人	38,342円	37,910円	37,924円
訪問リハビリテーション	204人	200人	193人	27,155円	27,732円	29,038円
居宅療養管理指導	544人	603人	653人	5,767円	5,926円	6,246円
通所介護	2,618人	2,632人	2,647人	71,372円	69,294円	70,899円
通所リハビリテーション	665人	648人	620人	62,200円	59,904円	63,040円
短期入所生活介護	813人	778人	791人	92,828円	90,543円	93,150円
短期入所療養介護	81人	71人	66人	110,614円	108,128円	100,707円
福祉用具貸与	4,470人	4,633人	4,669人	11,594円	11,896円	11,826円
福祉用具購入	71人	70人	72人	21,320円	22,772円	23,280円
住宅改修	56人	53人	49人	86,885円	86,086円	84,692円
特定施設入居者生活介護	53人	59人	64人	163,669円	176,268円	177,463円
居宅介護支援・介護予防支援	6,006人	6,111人	6,090人	13,605円	13,555円	13,469円

〔地域密着型サービス利用実績(人数・給付費)〕

サービスの種類	利用人数(月平均)			1人1月当たりの給付費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	76人	89人	86人	128,296円	132,969円	130,739円
地域密着型通所介護	633人	632人	637人	63,677円	61,645円	64,607円
認知症対応型通所介護	273人	289人	266人	102,995円	103,813円	111,621円
小規模多機能型居宅介護	325人	279人	270人	203,072円	207,014円	211,690円
認知症対応型共同生活介護	455人	450人	448人	252,676円	256,554円	255,755円
地域密着型介護老人福祉施設	98人	99人	98人	282,182円	280,497円	282,681円
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	20人	50人	62人	212,181円	235,485円	238,952円

〔施設サービス利用実績(人数・給付費)〕

サービスの種類	利用人数(月平均)			1人1月当たりの給付費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	1,033人	1,014人	1,018人	262,327円	263,459円	262,732円
介護老人保健施設	613人	608人	598人	287,705円	289,979円	286,522円
介護療養型医療施設	25人	6人	2人	349,598円	343,073円	322,189円 ^③
介護医療院	173人	182人	183人	372,593円	383,424円	381,513円

資料:介護保険事業状況報告(月報)

※令和3・4年度は、年間の平均。令和5年度は、4～9月の平均。

○ 居宅・地域密着型・施設別サービス利用実績(人数)

居宅サービスや地域密着型サービスは、要介護認定者の増加に伴って毎年利用者が増加しています。

介護度別にみると、居宅サービスでは、特に要介護1・2の利用者が多くなっています(表中①)。また、地域密着型サービスでは、要介護1～4の利用者が多くなっており(表中②)、施設サービスでは、要介護3以上の利用者が多くなっています(表中③)。

〔居宅・地域密着型・施設別サービス利用実績(人数)〕

※令和5年10月分の数値は令和6年1月に判明

区分		令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
居宅サービス	要支援1	323人	320人	
	要支援2	502人	516人	
	要介護1	2,030人	1,980人	①
	要介護2	1,746人	1,745人	
	要介護3	1,056人	1,096人	
	要介護4	587人	637人	
	要介護5	264人	314人	
	合計	6,508人	6,608人	
地域密着型サービス	要支援1	6人	9人	
	要支援2	18人	4人	
	要介護1	486人	488人	
	要介護2	560人	528人	②
	要介護3	432人	474人	
	要介護4	233人	257人	
	要介護5	114人	124人	
	合計	1,849人	1,884人	
施設サービス	要支援1	0人	0人	
	要支援2	0人	0人	
	要介護1	64人	47人	
	要介護2	96人	100人	
	要介護3	427人	409人	③
	要介護4	741人	748人	
	要介護5	518人	490人	
	合計	1,846人	1,794人	

資料: 介護保険事業状況報告(月報)

(4) サービス種類別給付額の状況

○ 居宅サービス給付実績

居宅サービスの中で最も給付額が多いのは通所介護であり、令和3・4年度共に居宅サービスの約3割を占めています(表中①)。

令和3年度から令和4年度における居宅サービスの給付額全体の伸び率は99.9%となっており(表中②)、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に通所系や短期入所系のサービスが減少しています(表中③)。

〔居宅サービス給付実績(支給額)〕

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		
	給付額 A	構成比	給付額 B	構成比	伸び率 B/A
訪問介護	1,202,289,524円	16.6%	1,261,065,701円	17.4%	104.9%
訪問入浴介護	82,377,446円	1.1%	83,527,840円	1.2%	101.4%
訪問看護	331,352,896円	4.6%	342,936,842円	4.7%	103.5%
訪問リハビリテーション	66,528,978円	0.9%	66,694,674円	0.9%	100.2%
居宅療養管理指導	37,639,808円	0.5%	42,903,673円	0.6%	114.0%
通所介護	2,241,799,296円	30.9%	2,188,387,241円	30.2%	97.6%
通所リハビリテーション	496,172,818円	6.8%	465,692,882円	6.4%	93.9%
短期入所生活介護	906,090,230円	12.5%	845,576,585円	11.7%	93.3%
短期入所療養介護	107,295,253円	1.5%	92,125,172円	1.3%	85.9%
福祉用具貸与	621,925,779円	8.6%	661,347,641円	9.1%	106.3%
福祉用具購入	18,185,992円	0.3%	19,242,080円	0.3%	105.8%
住宅改修	57,865,357円	0.8%	54,836,766円	0.8%	94.8%
特定施設入居者生活介護	103,274,854円	1.4%	124,974,042円	1.7%	121.0%
居宅介護支援・介護予防支援	980,464,299円	13.5%	993,982,296円	13.7%	101.4%
合計	7,253,262,530円	100%	7,243,293,435円	100%	99.9%

①

③

②

資料:介護保険事業状況報告(年報)

○ 地域密着型サービス給付実績

地域密着型サービスの中で最も給付額が多いのは認知症対応型共同生活介護(グループホーム)であり、令和3・4年度共に地域密着型サービスの約4割を占めています(表中①)。

令和3年度から令和4年度における地域密着型サービスの給付額全体の伸び率は100.8%となっており(表中②)、特に看護小規模多機能型居宅介護は第8期計画期間中に整備が進んだことにより、269.1%と大きく伸びています(表中③)。

〔地域密着型サービス給付実績(支給額)〕

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		
	給付額 A	構成比	給付額 B	構成比	伸び率 B/A
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	117,390,582円	3.4%	142,409,497円	4.0%	121.3%
認知症対応型通所介護	336,794,277円	9.6%	360,439,616円	10.2%	107.0%
小規模多機能型居宅介護	791,168,407円	22.7%	693,702,320円	19.7%	87.7%
認知症対応型共同生活介護	1,380,872,790円	39.5%	1,385,132,591円	39.3%	100.3% ①
地域密着型介護老人福祉施設	331,281,884円	9.5%	331,547,329円	9.4%	100.1%
地域密着型通所介護	483,501,323円	13.8%	467,513,869円	13.3%	96.7%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅)	51,984,317円	1.5%	139,878,120円	4.0%	269.1% ③
合計	3,492,993,580円	100%	3,520,623,342円	100%	100.8% ②

資料:介護保険事業状況報告(年報)

○ 施設サービス給付実績

給付額の構成割合では、介護老人福祉施設が令和3・4年度共に5割以上を占め、最も高い割合となっています(表中①)。

令和3年度から令和4年度にかけての給付額の伸び率は、施設サービス全体で99.0%となっており(表中②)、そのうち、介護療養型医療施設は、介護医療院(平成30年4月創設)への転換が進み、大きく減少しています(表中③)。

〔施設サービス給付実績(支給額)〕

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		
	給付額 A	構成比	給付額 B	構成比	伸び率 B/A
介護老人福祉施設	3,252,590,026円	52.1%	3,206,029,267円	51.8%	98.6%
介護老人保健施設	2,117,222,073円	33.9%	2,116,264,944円	34.2%	100.0%
介護療養型医療施設	104,180,294円	1.7%	22,985,902円	0.4%	22.1%
介護医療院	772,012,360円	12.4%	838,548,962円	13.6%	108.6%
合計	6,246,004,753円	100%	6,183,829,075円	100%	99.0%

資料:介護保険事業状況報告(年報)

3 被保険者数及び要介護認定者数の今後の見通し(将来推計)

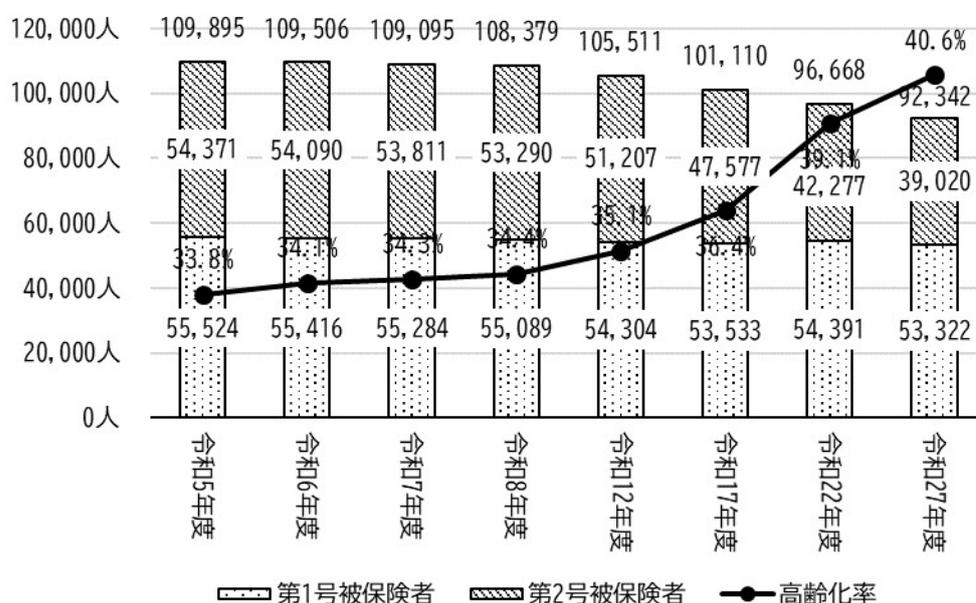
(1) 被保険者数の推計

介護保険被保険者は第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40～64歳)に区分されます。人口及び被保険者の推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を令和5年10月人口と第1号被保険者数の実績が一致するように補正係数を算出し、これを国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に乗じることで推計しています。

今後、総人口、高齢者人口はともに減少していくと予測されますが、75歳以上の後期高齢者の人口は令和12年頃まで(2030年)、85歳以上の人口は令和17年(2035年)頃まで増加していくことが見込まれます。65歳未満人口、前期高齢者数の減少に伴い、いわゆる団塊の世代全てが75歳に到達する令和7年(2025年)には高齢化率は34%を超え、その後も増加を続け、団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年(2040年)頃には、39%に達するものと予測されます。

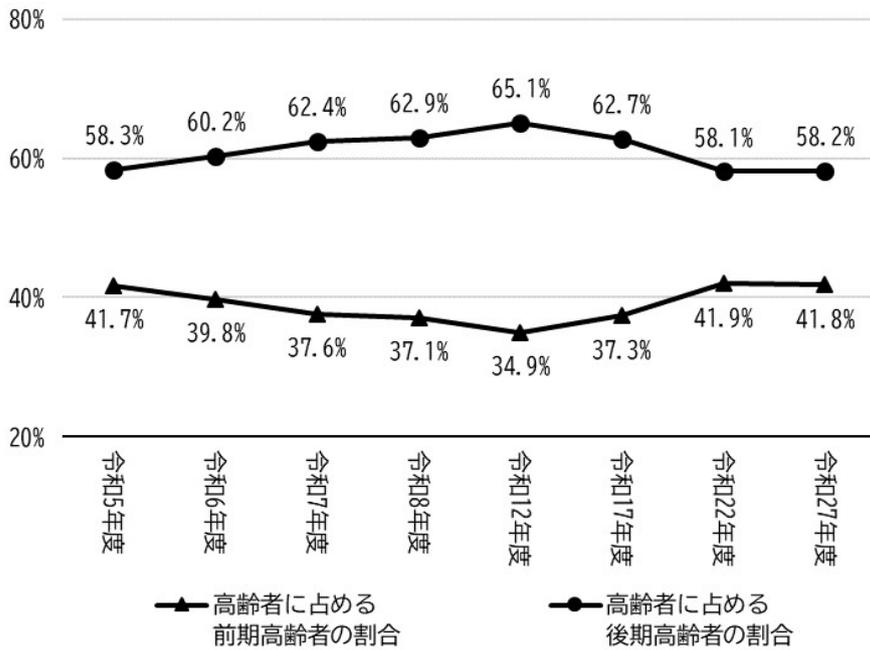
第2号被保険者数については、65歳以上の年齢階級に移行する人数に比べ、40歳以上の年齢階級に移行する人数が少なくなるため、年々減少することが見込まれます。

〔介護保険被保険者数の推計〕



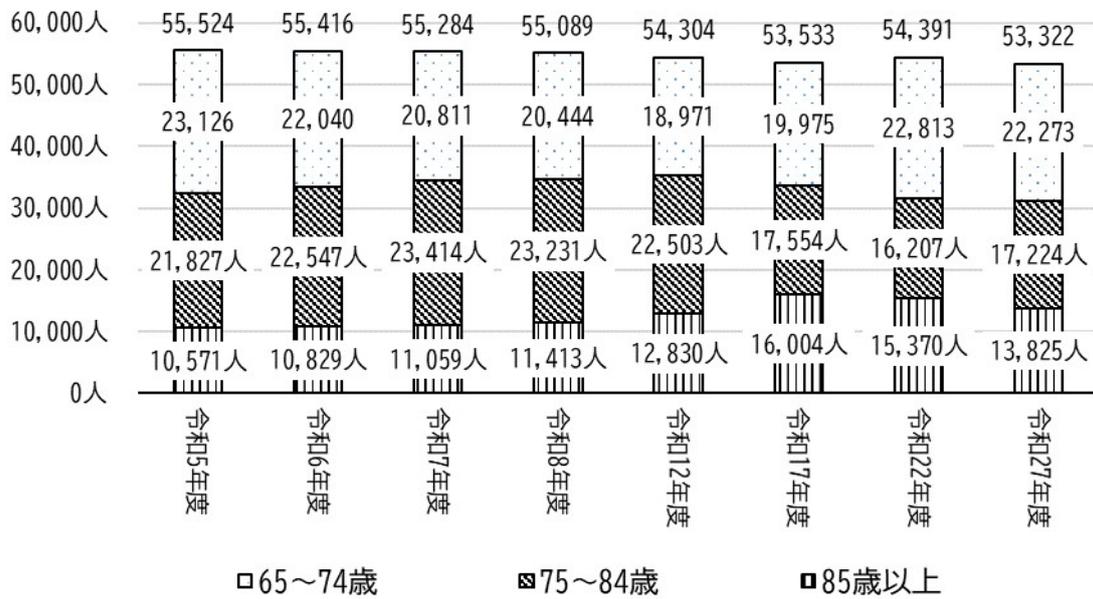
(見える化システム将来推計値より、各年10月1日現在)

〔前期・後期高齢者の割合(推計)〕



(見える化システム将来推計値より、各年10月1日現在)

〔年齢階層別の第1号被保険者数の推計〕



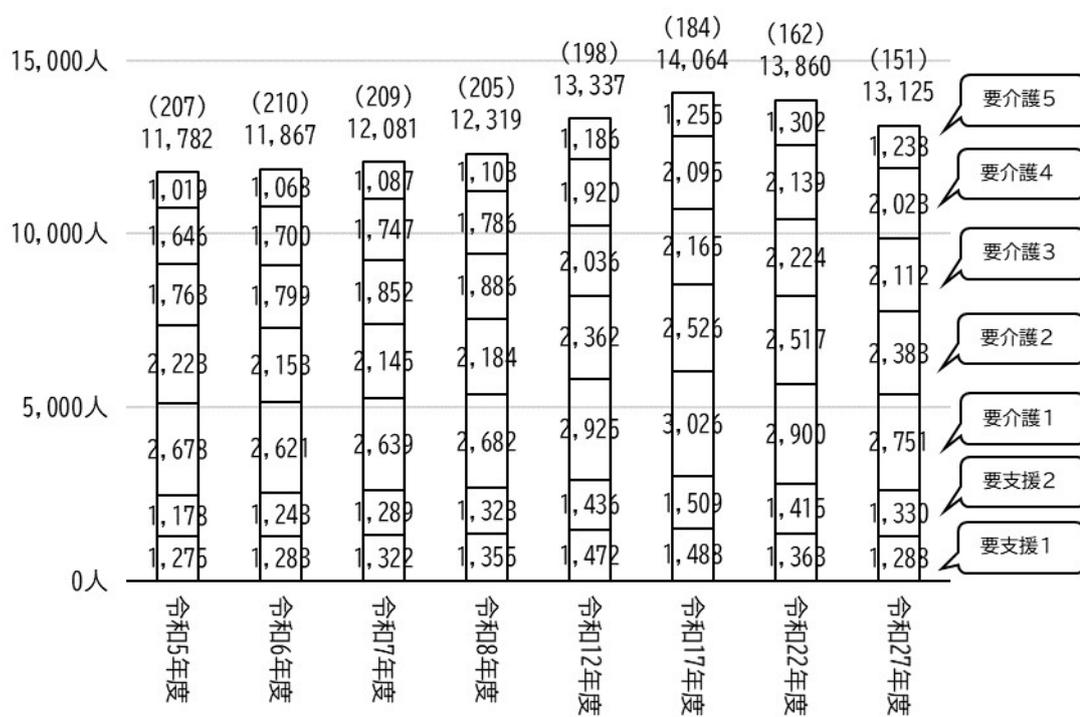
(介護保険事業状況報告(月報)、各年10月1日現在)

(2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数の推計については、各年度における性別・年齢区分別人口に、令和3年度から令和4年度までの認定者数の実績に基づいた認定率を、各年度における性別・年齢区分別人口の推計値に乗じることで算出しています。

要介護認定者全体の人数は今後もしばらくは増加し続け、令和17年頃(約12年後)にピークを迎えると推計しています。なお、要介護3以上の中重度者数は令和22年(約17年後)がピークになると推計しています。

〔要介護認定者数の推計〕



※()内の数値は第2号認定者

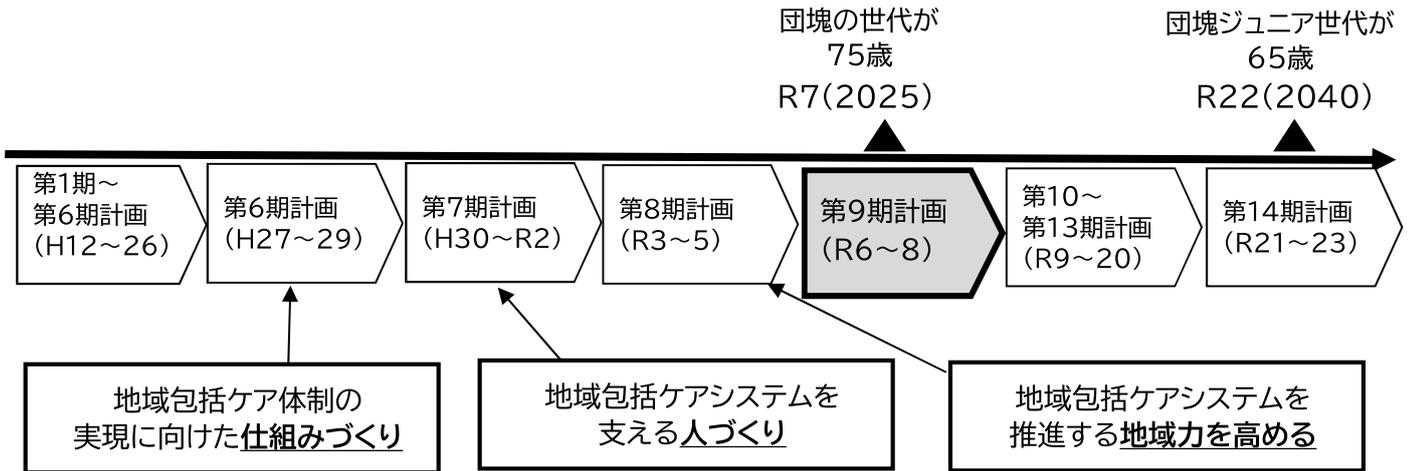
※令和5年度は実績値、令和6年度以降は推計値、各年10月1日現在

第3章 第9期計画の重点事業について

1 2040年等中長期を見据えた計画の策定

本市では、団塊世代が75歳以上になる2025年、そして団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう計画を推進してきました。

第6期及び第7期計画期間中、地域包括ケアシステムの「仕組みづくり」、「人づくり」を進め、第8期計画では、地域包括ケアシステムを推進する「地域力」を高めるため、各種施策に取り組みました。



今期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えます。また、2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、高齢化率の上昇や後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者の増加や医療、介護双方のニーズを有する在宅高齢者の増加が予測されます。

一方で、高齢者(とりわけ75歳未満)の就業率は全国的に年々上昇し、本市は全国よりも高い水準で推移しており、地域の担い手が不足しています。また、高齢者世帯、単身世帯の増加により、家庭や地域だけでは解決できない、複雑化・複合化した課題の増加や、生産年齢人口の減少などの影響による介護人材の不足も課題となっています。

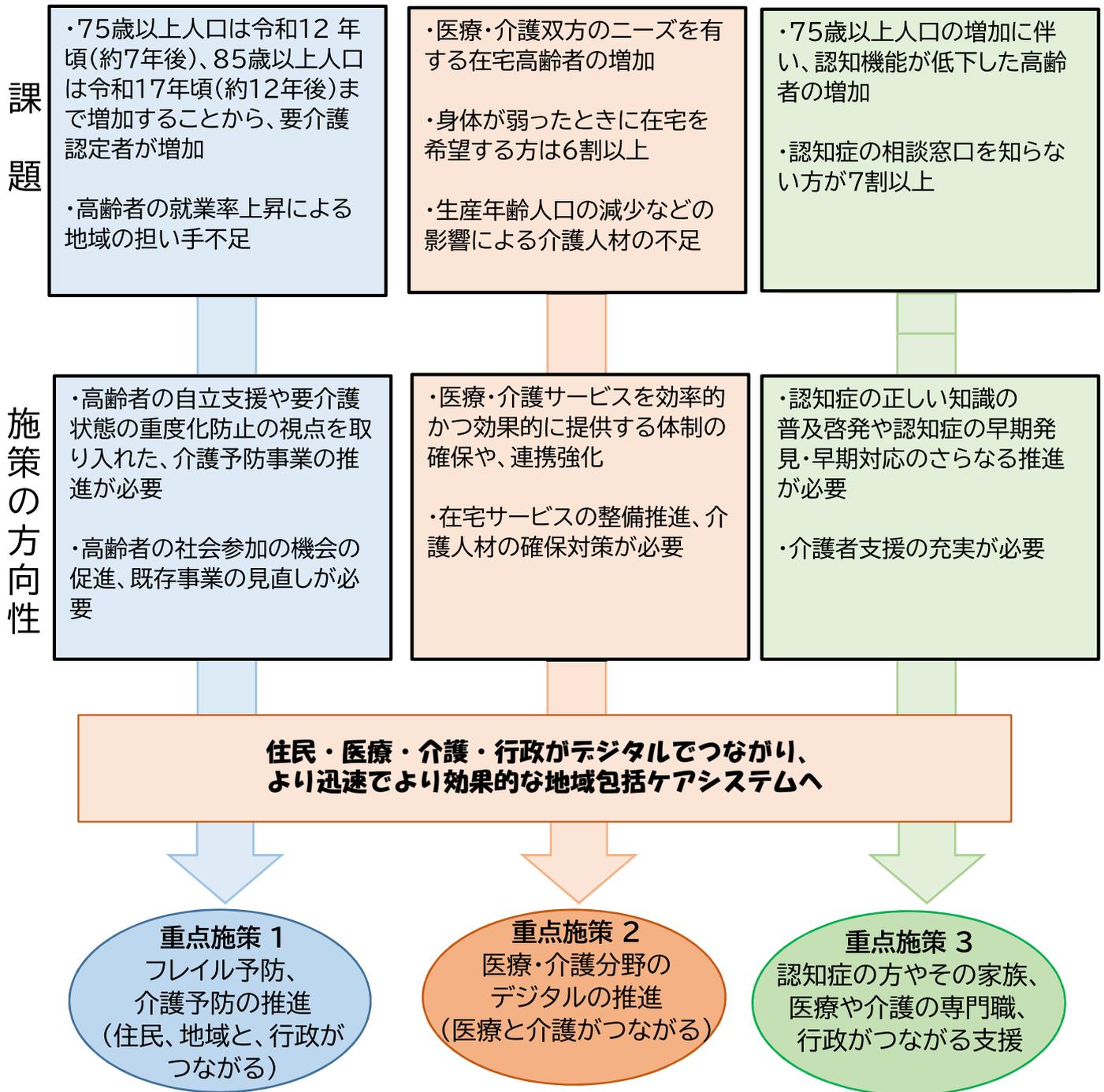
このような課題に対し、住民・医療・介護・行政等が連携し、対応していくことが必要です。

第8期計画期間中、高齢者においては新型コロナウイルス感染症の予防から外出を自粛する方が増える一方で、新型コロナワクチン接種の予約等を契機にスマートフォンを活用する人が増加するなど、デジタル技術を活用した新しいつながり方が広がっています。

今後は、2040年等中長期を見据えた取組を進めることが重要になってきます。

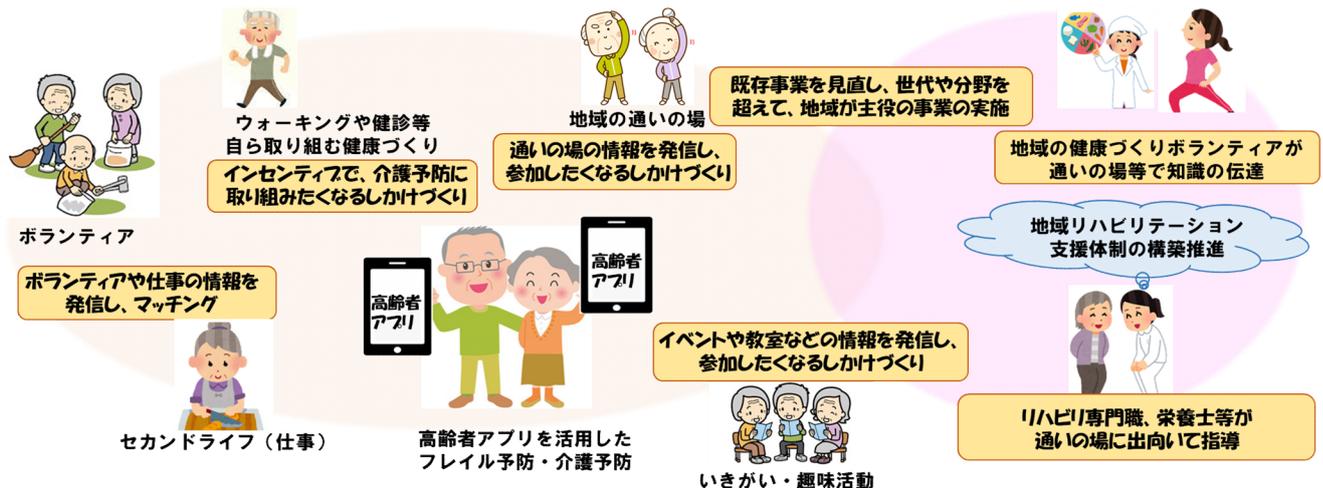
2 第9期計画における課題と施策の方向性および重点事業について

本市の現状や今後の高齢者人口の推計等から把握された課題を踏まえ、以下の施策を重点事業に位置づけて取り組みます。



【重点施策1】フレイル予防、介護予防の推進(住民、地域と、行政がつながる)

- ① 新たに市独自の高齢者アプリで住民と行政がつながり、介護予防情報や体操動画など個人に応じた情報配信、生きがいづくりや地域を支える人材不足解消のためのボランティアや仕事のマッチングを行います。さらに、インセンティブを付与することで定期的な運動や人との交流につながります。
- ② 医療機関等と連携し、通いの場への専門職の派遣や地域のボランティアによる普及啓発等、対面でのフレイル予防や介護予防にも引き続き取り組みます。
- ③ 高岡市社会福祉協議会が中心となり、地域の実情に即して、子どもから高齢者まで世代や分野を超えて、従来の事業を見直すと共に、地域が主役となる事業を実施します。



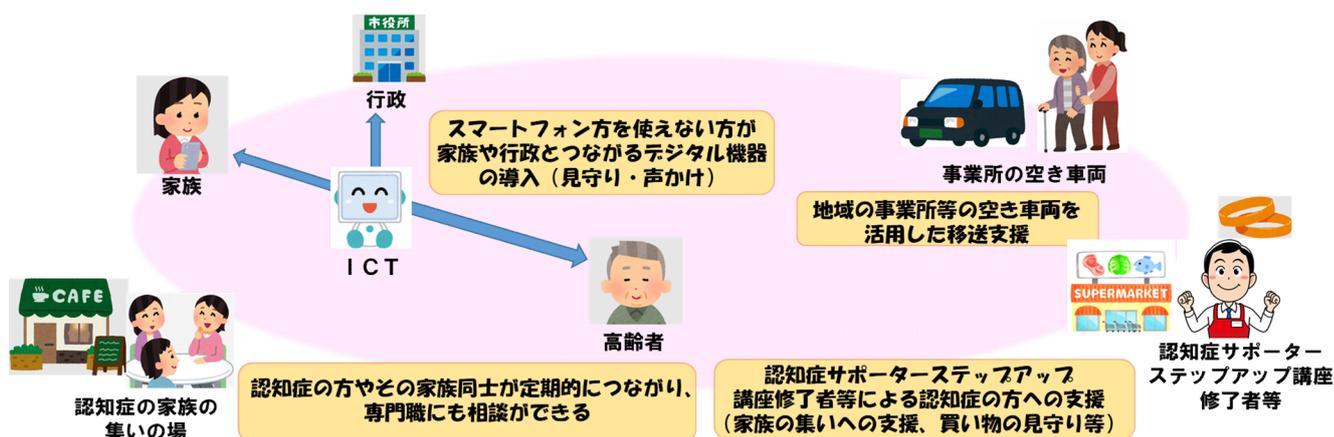
【重点施策2】医療・介護分野のデジタルの推進(医療と介護がつながる)

- ① 住民の身近な場所で、困り事を「丸ごと」受け止める相談窓口を整備します。
- ② 「医療、介護の専門職と専門職」、「専門職と行政」がつながるデジタル機器を導入し、必要な支援に迅速につながるとともに、業務効率化による医療・介護従事者の負担軽減を図ることにより、人材の確保にもつなげます。
- ③ デジタル機器は、オンライン診療や災害時の行政と関係機関との情報共有にも活用します。

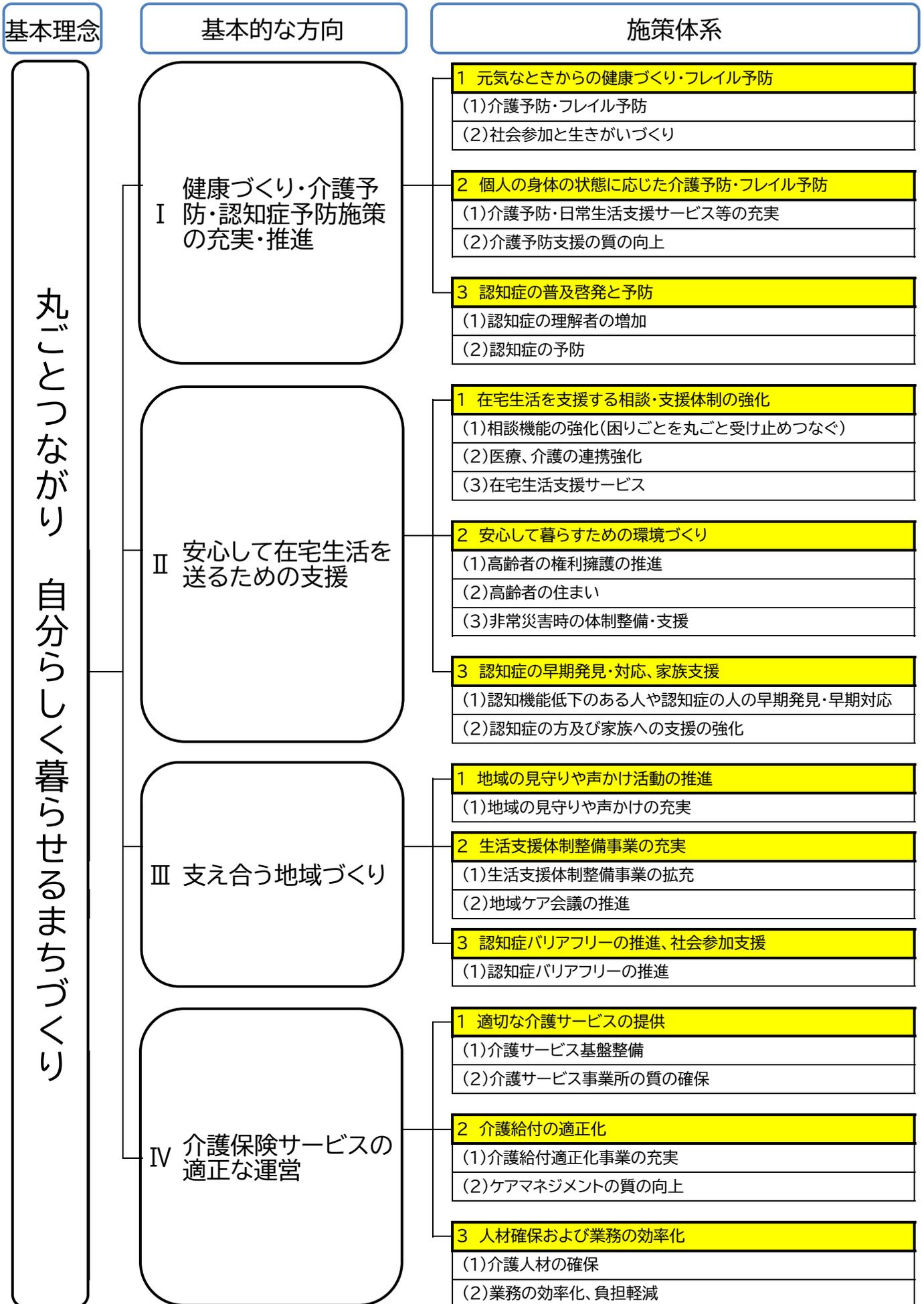


【重点施策3】 認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、行政がつながる支援

- ① スマートフォンを持っていない方に、家族による見守りや声かけ、行政による災害情報などの情報発信を行うため、デジタル機器を活用します。
- ② 認知症の方が、社会とつながり、生きがいを持って生活ができるよう、地域の事業所等の空き車両を活用した移送や買い物支援を行うとともに、認知症サポーターステップアップ講座修了者の活動の場を広げます。
- ③ 認知症の方やその家族同士が定期的につながり、悩みを話し、専門職に相談ができる体制を拡充させます。



■ 施策の体系



第2編 計画の内容

基本的な方向 I 健康づくり・介護予防・認知症予防施策の充実・推進

【第8期計画までの振り返り】

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、休止や中止となる通いの場が見られたため、自宅でも介護予防に取り組むことができるように、ケーブルテレビを活用した健康番組の放映を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大によるボランティアの活躍の場の減少や、登録者の高齢化が進んでいることによりボランティア登録団体数が減少しています。
- ・介護予防ケアマネジメントにおいては、公的サービスの利用のみではなく、家族をはじめ地域やボランティアなどが行う公的サービス以外の支援の活用や体操やリハビリなど高齢者自身が介護予防に取り組むことを促す等、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを推進していく必要があります。
- ・介護予防の活動の参加につながるインセンティブ付与の仕組みの創設に向け、厚生労働省からのアドバイザーの派遣や厚生労働省、東海北陸厚生局等の支援を受けながら、生活支援コーディネーター等と検討を進め、インセンティブ付与の仕組みの創設につながりました。
- ・地域ケア個別会議(自立支援会議)の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初は会議の中止もありましたが、オンライン開催など新たな形式での開催が浸透しています。

【現状とアンケート調査等による課題】

- ・特定健康診査(40～74歳)の結果では、肥満の人の割合は男性が約35%、女性が約22%(令和3年度)(参考:平成28年度健康たかおか輝きプラン第2次策定時 男性約30%、女性約20%)と増加傾向であり、食事や運動等の生活習慣改善を実践できるよう健康づくり活動の展開が必要です。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、介護・介助が必要になった主な原因として、「高齢による衰弱」が31.9%と最も多く、次いで「骨折・転倒」が17.2%となっています。
- ・「地域包括支援センター調査」の結果、介護予防事業について、「必要な方の参加が得られない。参加者の偏りがある」と回答した割合が、約63.6%となっています。一方で、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の「健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加してみたいと思いますか」との問いに、「是非参加したい」、「参加してもよい」と回答した方が、約47.9%となっており、参加意欲のある方に、情報を届ける仕組みが必要です。
- ・認知症の方の人数は、本市において約7,300人(令和4年度末)となっており、要介護認定者の約3人に2人を占めています。また、要介護認定を受けていない認知症患者はこの数に含んでおらず、潜在的な認知症患者も含めると、実際はさらに多いと推測されます。

【社会情勢等】

- ・新型コロナウイルス感染症予防の観点から地域行事の中止や外出を自粛する人が増加した影響でフレイル(虚弱)の人の増加や地域のつながりの希薄化が懸念されています。

基本施策1 元気なときからの健康づくり・フレイル予防

(1)介護予防・フレイル予防

- 低栄養、口腔機能向上、ロコモティブシンドローム(※1)予防等のフレイル対策について、栄養・身体活動、社会参加を軸とし、保健、医療、介護の専門職が連携して、健診、医療、介護のデータ等を活用した訪問指導や健康教育等を実施します。
- フレイルや認知症等の疑いのある高齢者を早期に発見し、進行予防のための必要な助言指導を行うとともに、何らかの支援が必要な高齢者については、適切なサービスにつなげます。
- 自治会公民館など高齢者に身近な場所で住民が主体となり運営できる通いの場を立ち上げ、継続して介護予防・フレイル予防に取り組めるよう支援します。
- eスポーツを通じて高齢者の外出のきっかけづくりや世代間交流等への社会参加を促し、健康づくりを促進します。
- リハビリ専門職や管理栄養士、保健師、看護師等が、地域の高齢者の通いの場等に出向いて、介護予防やフレイル予防についての知識の普及啓発や個別相談等を行い、通いの場の機能強化を図ります。
- 新たに、高齢者向けアプリを導入し、高齢者に介護予防や生きがいづくりにつながる情報を届けるとともに、健康づくりや介護予防につながる活動等に参加した際にポイントを付与することで、介護予防に取り組む高齢者の増加を図ります。
- 新たに、高齢者向けアプリを導入し、時間や場所に関係なく、介護予防に取り組むことができるよう、体操の動画配信を行うことで、体操に取り組む高齢者の増加を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
健康寿命の延伸	男性:健康寿命 79.39歳 女性:健康寿命 84.89歳	男性:健康寿命 78.49歳 女性:健康寿命 83.67歳	男性:健康寿命 80歳 女性:健康寿命 85歳
通いの場等地域の活動に参加している高齢者数	1,995人	1,742人	1,900人
後期高齢者の質問票の体重変化(6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか)に該当した人の割合	—	12.80%	減少
高岡市老人クラブ連合会におけるeスポーツの実施地区数	—	—	25地区
高齢者向けアプリの登録者数	—	—	3,500人

※1 ロコモティブシンドローム:年齢を重ねることによって筋力が低下したり、関節や脊椎などの病気を発症したりするなど運動器の機能が低下し、立ったり、歩いたりといった移動機能が低下した状態

■主な事業・取組

事業・取組	内容
健康教育、健康相談、健康診査、保健指導、訪問指導	保健師や看護師、栄養士等が、健康教育や健康相談、健康診査、保健指導、訪問指導を実施し、望ましい生活習慣の確立と生活習慣病の発症予防、生活習慣病の重症化予防を図ります。
住む人が健康になるまちづくり	健康づくりボランティアを養成するとともに、定期的に健康づくりボランティアを対象に研修会等を開催し、健康づくりボランティアが地域で健康づくりや介護予防の普及啓発を行います。
介護予防把握事業	フレイル予防・介護予防を目的に、77歳(要支援・要介護認定を受けている者を除く)の高齢者を対象に、後期高齢者(75歳以上)の健診結果等のKDBデータ(介護・医療・健診情報)に基づき、家庭訪問を行い、高齢者個人の状態に応じた保健指導を実施し、必要に応じて医療やサービスにつなぎます。
新 実態把握業務	フレイル予防・介護予防を目的に、地域包括支援センター職員が、後期高齢者(75歳以上)の健診結果等のデータに基づき、家庭訪問を行い、高齢者の状態を把握し、必要に応じて医療やサービスにつなぎます。
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター職員や保健師、看護師、栄養士等が、高齢者の通いの場等に出向き、フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔・社会参加等の健康教育・健康相談を実施します。 介護予防に関する知識または情報、自身の活動の記録を管理するために介護予防手帳を配布します。
地域介護予防活動支援事業	新 新たに導入する高齢者向けアプリの運用により、個人に応じた情報発信、仕事やボランティアのマッチング、ウォーキングや健康教室等の健康づくりにつながる活動に参加した際にポイント付与を行い、定期的な運動や社会参加、地域の人々との交流など健康づくりや介護予防活動に取り組みたくなる仕組みを作ります。通いの場や出前講座開催時等、機会を捉えて高齢者向けアプリの周知を図っていきます。 「高岡はつらつストレッチ体操」を用いて運動機能向上を目的に月2回以上実施する通いの場について、立上げの補助や運動講師の派遣を行います。 通いの場のお世話役を対象に、知識や技術向上及び交流を目的とした研修会を開催します。 健康づくりボランティアが地域において、主体的に地域住民に歩こう会や健康教室等の健康づくりや介護予防の活動を実施できるよう研修会の開催等、活動の支援を行います。 高齢者等のふれあいや交流を目的に定期的(年6回以上)に開催する「ふれあいいいきサロン」に対して、経費を補助します。
新 高岡市老人クラブ連合会と連携したeスポーツの普及への支援	老人クラブと連携し、通いの場等においてeスポーツの普及や定着を支援し、介護予防活動を推進します。また、高齢者以外の子どもなどの参加につなげ、地域内の多世代交流の場を創出します。
地域リハビリテーション活動支援事業	市内の医療機関等と連携し、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者(リハビリ専門職)が地域の高齢者の通いの場等に出向き、介護予防に関する技術的助言を行います。
通いの場等への積極的関与(保健事業と介護予防の一体的な取り組み)	フレイル状態、フレイル予備群の高齢者を把握し、改善につなげるため、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導を行います。 高齢者の状況に応じた受診勧奨や介護サービスの利用勧奨を行います。

(2)社会参加と生きがいづくり

- 趣味や仕事などの様々な活動や消費行動、社会貢献に意欲的な高齢者(アクティブシニア)が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年培った豊かな経験や知識を活かしながら、健康で生きがいをもって生活ができるよう、スポーツ・文化活動、まちづくり・ボランティア活動や世代間交流等への社会参加を促進します。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、地域単位での多様な社会活動により高岡市老人クラブ連合会の活動を支援します。
- 新** ● 高齢者向けアプリを導入し、ボランティアや仕事のマッチングを行い、高齢者の社会参加の促進を図り、地域を支える元気な高齢者の増加を目指します。
- 新** ● 通いの場での自主的なeスポーツの実施を促し、地域内の交流の場の創出を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
高岡市老人クラブ連合会におけるeスポーツの実施地区数【再掲】	—	—	25地区

■主な事業・取組

事業・取組	内容
寿大学の開催	高齢者一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び心身ともに充実した生活を送ることが出来るような機会づくりのため、市内の60歳以上の方を対象に年間12回の講座を通して、健康維持・増進をはじめ総合的な学習の場を提供します。
新 高岡市老人クラブ連合会と連携したeスポーツの普及への支援【再掲】	老人クラブと連携し、通いの場等においてeスポーツの普及や定着を支援し、高齢者以外の子どもなどの参加につなげ、地域の多世代交流の場を創出します。
新 高齢者アプリを活用したボランティアや仕事のマッチング	高齢者アプリを導入し、高齢者が関心のあるボランティア活動や仕事(シルバー人材センター)とのマッチングを行い、高齢者(アクティブシニア)の生きがいづくりや社会参加の促進につなげます。

基本施策2 個人の身体の状態に応じた介護予防・フレイル予防

(1)介護予防・日常生活支援サービス(※1)等の充実

- 事業対象者(※2)や要支援認定者の身体機能や生活環境に応じたサービスを提供します。
- 自ら健康づくりに取り組む地域や団体を支援します。また、空き車両等を活用して健康づくり活動への参加者の移送支援を行う団体に対して支援します。
- 一人暮らしや高齢者のみの世帯の方に、低栄養予防と見守りを目的に、栄養バランスの取れた食事を配達する業者と連携し、見守り(安否確認)を行います。
- 新** ● 住民主体で運営する介護予防・生活支援サービス事業所へ、運営方法や実施内容等について、必要に応じ、相談や助言等を行います。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
通所型サービスB実施箇所数	0か所	0か所	2か所
訪問型サービスD実施箇所数	0か所	0か所	5か所

■主な事業・取組

事業・取組	内容
訪問型サービス	日常生活において、支援が必要な場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援を行います。
通所型サービス	生活機能の維持・向上を目指し、それぞれの心身の状況や置かれている環境等に応じた各種プログラムを提供します。
新 高岡市通所型サービスB (※3)事業補助金	住民等のボランティアを主体として、要支援者等を対象に行う通所型サービスBの立ち上げや運営にかかる費用について補助します。
新 高岡市訪問型サービスD (※4)事業費補助金	住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行う訪問型サービスDの運営にかかる費用について補助します。
高岡市「食」の自立支援サービス事業	ひとり暮らしや高齢者世帯のみの方に、栄養バランスの取れた食事を配達する業者と連携し、見守り(安否確認)を行います。
足腰げんき倶楽部	フレイルの疑いのある高齢者を対象に、筋力低下等、個々の身体の状態に応じた運動プログラムの実践等、生活機能向上に向けた支援を行います。
地域介護予防活動支援事業【一部抜粋、再掲】	「高岡はつらつストレッチ体操」を用いて運動機能向上を目的に月2回以上実施する通いの場に対して、立ち上げに係る経費を補助します。 「高岡はつらつストレッチ体操」を用いて運動機能向上を目的に月2回以上実施する通いの場を対象に、講師を派遣します。 通いの場のお世話役を対象に、知識や技術向上及び交流を目的とした研修会を開催します。
地域ケア個別会議(自立支援会議)の開催	薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種の助言により、介護支援専門員等が自立支援(本人の有する能力の維持・向上)の視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得できるよう支援します。

- ※1 介護予防・日常生活支援サービス:要介護認定で要支援と認定された方及び基本チェックリストにより事業対象者と判定された方を対象
- ※2 事業対象者:基本チェックリスト(高齢者が自身の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかチェックするためのツール)を実施した結果、日常生活における何らかのリスク(危険)があると判定された方
- ※3 通所型サービスB:住民等のボランティアを主体として、要支援者等を中心とした通いの場を設け、体操、運動等の活動を行うサービス
- ※4 訪問型サービスD:住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行うサービス

(2)介護予防支援の質の向上

- 地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業所などを対象に、自立支援、重度化防止について研修会等を開催し、普及啓発を行います。
- 多職種による、専門的な視点を活かした助言を踏まえ、より自立支援に資するケアマネジメントやサービスの提供等に関する知識・技術の習得につなげます。
- 居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に、介護予防の視点を重視したプラン作成の研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

拡

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域ケア個別会議事例検討件数	10件	10件	15件

■主な事業・取組

事業・取組	内容
介護予防ケアマネジメント	自立支援の視点でのケアプラン作成につなげます。(下記地域ケア個別会議とも連携)
地域ケア個別会議(自立支援会議)の開催	薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種の助言により自立支援(本人の有する能力の維持・向上)を重視したケアプランの作成を目指します。

基本施策3 認知症の普及啓発と予防

(1)認知症の理解者の増加

- 地域や企業、小・中・高校生など幅広い世代を対象に、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、理解者の増加を図ります。
- 地域の住民に対し、認知症に関する正しい理解や、認知症予防のための知識等を普及啓発します。
- 認知症の日及び認知症月間を普及啓発の機会と捉え、認知症への理解を深めてもらうための取組を実施します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症サポーター養成数 (うち、企業等を対象とした認知症サポーター養成数)	19,015人 (1,934人)	21,549人 (2,566人)	25,000人 (3,200人)

■主な事業・取組

事業・取組	内容
認知症サポーター養成講座の開催	認知症について正しい知識と対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。
認知症地域説明会の開催	市民に認知症に関する正しい理解や、認知症予防のための知識等を普及啓発します。
認知症の日及び認知症月間における認知症の普及啓発イベントの実施	認知症の日及び認知症月間に合わせて、認知症に関するパネル展示や認知症に関する図書の紹介等を行い、認知症について幅広い年代の方に知っていただくために普及啓発を行います。

(2)認知症の予防

- 住民を対象に、認知症予防の知識の普及啓発を行います。
- 自治会公民館などの高齢者に身近な場所で住民が主体となり運営できる通いの場を立ち上げ、継続して介護予防・認知症予防に取り組めるよう支援します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
通いの場等地域の活動に参加している高齢者数【再掲】	1,995人	1,742人	1,900人

■主な事業・取組

事業・取組	内容
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター職員や保健師、看護師、栄養士等が、高齢者の通いの場等に出向き、フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔・社会参加等の健康教育・健康相談を実施します。 介護予防に関する知識または情報、自身の活動の記録を管理するために介護予防手帳を配布します。
地域介護予防活動支援事業	高齢者向けアプリの運用を開始し、高齢者に応じた情報発信、仕事やボランティアのマッチング、ウォーキングや健康教室等の健康づくりにつながる活動に参加した際にポイント付与を行い、高齢者が介護予防活動に取り組みたくなる仕組みを作ります。 「高岡はつらつストレッチ体操」を用いて運動機能向上を目的に月2回以上実施する通いの場について、立上げの補助や運動講師の派遣を派遣を行います。 通いの場のお世話役を対象に、知識や技術向上及び交流を目的とした研修会を開催します。 健康づくりボランティアが地域において、主体的に地域住民に歩こう会や健康教室等の健康づくりや介護予防の活動を実施できるよう研修会の開催等、活動の支援を行います。 高齢者等のふれあいや交流を目的に定期的に開催する「ふれあいいきいきサロン」に対して、経費を補助します。

通いの場等への積極的関与(保健事業と介護予防の一体的な取り組み) 【再掲】	フレイル状態、フレイル予備群の高齢者を把握し、改善につなげるため、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導を行います。
	高齢者の状況に応じた受診勧奨や介護サービスの利用勧奨を行います。

基本的な方向Ⅱ 安心して在宅生活を送るための支援

【第8期計画までの振り返り】

- ・新型コロナウイルス感染症のため、多職種の会議や研修会が中止となりましたが、ケーブルテレビを活用して地域住民に啓発を図ったり、研修会のオンライン開催やYouTubeでの動画配信など、新たな形式での研修会や会議の開催が浸透しています。
- ・身寄りのない方や独居高齢者が増加しており、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けていただくために、元気な時から、自分の人生のあり方を考え、周囲の大事な人などに伝えるACP(人生会議)や看取りについて普及啓発を行うことが必要です。
- ・認知症に関する施策を創設しましたが、今後はより一層周知を行い、利用者の増加を図ることが必要です。

【現状とアンケート調査等による課題】

- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「今後、身体が弱ってきたときに希望する住まい」として、「現在の住居」が62.9%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム等の介護保険施設」が13.6%でした。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、自分で意思決定ができなくなった時に備えて、自分が望む医療やケアについて周囲の人と話し合ったことがある方は29.0%で、また、「書面に記載している」人は、4.9%であり、もしもの時に備えて、自分の望む医療やケアについて周囲の信頼する人と話し合い、共有する「人生会議(ACP)」の普及啓発が必要です。
- ・2022年度の高齢者虐待の市への通報件数は約80件で、その内、市では25件を虐待と認定しています。高齢者虐待の相談、通報件数とも、増加傾向にあり、高齢者虐待防止についての普及啓発をはじめ、成年後見制度の普及啓発等、高齢者の権利擁護の推進が必要です。
- ・認知症の方の人数は、本市において、約7,300人(2022年度末)となっており、要介護認定者数の約3人に2人を占めていますが、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、認知症に関する相談窓口について知らない方が73.1%となり認知症の相談窓口の周知が必要です。
- ・認知症の方やその家族の方へのアンケートより、定期的な相談や交流の場を求める声が多く聞かれています。

【社会情勢等】

- ・本市でも線状降水帯による被害が生じる事案が起きており、今後発生する自然災害に備えるため、防災・避難情報等を迅速かつ正確に伝える体制づくりが必要です。
- ・2025年には団塊の世代が75歳となり、医療・介護双方のニーズを要する要介護高齢者の増加が見込まれています。一方、生産年齢人口の急激な減少により、医療・介護の担い手が不足しており、限りある人材で増大する医療・介護ニーズを支えるため、医療・介護等の専門職、行政がつながり、切れ目なくかつ効率的に支援を提供できる体制を構築することが必要です。
- ・ヤングケアラーや認知症家族、家族の障がい等、年齢や分野を超えた課題が増加しており、市民が身近な場所で相談できる体制を整えることが重要です。
- ・高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯等、要配慮者の安否確認や避難誘導等、日頃から住民同士がお互いに助け合い、避難時の円滑な支援体制づくりが重要です。
- ・認知症や加齢等により、スマートフォンを利用できない高齢者等への声かけ、見守り支援が必要です。

基本施策1 在宅生活を支援する相談・支援体制の強化

(1)相談機能の強化(困りごとを丸ごと受け止めつなぐ)

新

- 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、こども家庭センター、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立支援相談機関等が、地域住民の身近な場所で、困りごとを「丸ごと受け止め」、「つなぐ」相談体制を整備します。
- 世代や分野を超えて、複雑化・複合化したケースに対応できるよう、多職種を対象とした研修会の開催による人材育成や会議の開催等による関係機関との連携を図ります。
- 担当圏域ごとに設置されている認知症・地域ケア相談医や多職種、地域住民等との協働により、認知症や複雑な課題を抱える方の個別事例の検討を行い、介護支援専門員が自立支援に向けた適切なケアマネジメントが行えるよう支援し、高齢者の自立支援を目指します。
- 個別ケースへの対応をする中で、従来の制度では対応しきれない課題や他のケースにも該当する課題については、解決すべき課題を明らかにし、支援の方向性を協議し、関係機関と調整し、必要な制度や地域資源を活用した支援を行うと共に、地域のネットワークにおいて解決ができるよう地域のネットワークの機能強化を行います。

■取組の目標

指標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症の相談窓口を知っている人	25.3%	23.5%	50.0%
地域ケア個別課題会議の事例検討件数 (自立支援会議含む)	110件/年	93件/年	130件/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
新 地域包括支援センター運営事業	世代や分野を超えて、困りごとを「丸ごと受け止め」、「つなぐ」相談体制を整備します。
地域ケア個別課題会議	多職種協働による個別事例の支援内容の検討を通じ、ケアマネジャーへの自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の課題解決のための地域支援ネットワークの構築、個別課題からの地域課題の把握等を行います。
地域ケア推進会議の充実【再掲】	地域ケア個別課題会議や自立支援型地域ケア会議といった個別の事例検討や、小地域単位(市内27地区を基本。地域の実情に応じて変更)の会議において共通する地域課題について、解決策を検討します。
新 認知症の相談窓口の周知	住民への出前講座等の際の周知、市公式LINEや新たに導入する高齢者向けアプリ等SNSを活用し、広く住民に認知症の相談窓口の普及啓発を図ります。

(2)医療、介護の連携強化

- 新 ● 在宅医療・介護・障害福祉サービスが切れ目なく提供され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで過ごし続けることができるよう、医療・介護関係者等の多職種がつながり、連携する体制を構築・強化します。
- 新 ● 医療・介護等の専門職、行政がつながり、情報共有できる多職種連携システムの活用を促進し、医療・介護等の専門職が迅速につながり、高齢者の支援ができるよう、連携を推進します。
- 高岡市民病院認知症疾患医療センター、高岡市認知症初期集中支援チーム、認知症・地域ケア相談医等との連携を図り、適切な医療・介護サービスが提供される支援体制を強化します。
- 人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などが事前に繰り返し話し合う取り組みであるACP(アドバンス・ケア・プランニング)(人生会議)や看取りに関する市民への知識の普及や理解促進を図ります。
- 急変時にも、本人、家族の意思も尊重された適切な対応が行われるよう、医療・介護・消防機関が円滑に連携できる体制を強化します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症・地域ケア相談医と地域包括支援センターの連携回数	226回/年	168回/年	220回/年
多職種連携支援システムの登録施設数(累計)	—	146施設(R5.2.21)	200施設
認知症地域支援推進員による認知症初期集中支援チームと連携して支援したケース数	43件/年	51件/年	60件/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
新 在宅医療・介護連携推進協議会及び連携ワーキングの開催	市が主体となって、在宅医療・介護に関わる多職種との協議会やワーキングを開催し、連携の課題抽出及び対応策の検討、実施後の評価を行います。
新 医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅医療・介護を切れ目なく提供するために、新たにデジタルツールを導入し、多職種の情報連携を推進します。 医療・介護関係者間で速やかな情報共有を行うため、入退院や急変時、在宅での看取りの際の情報共有にも活用できるよう人生いきいきノート(エンディングノート)や介護連絡帳について、普及啓発を図ります。
認知症に関わる関係機関の連携強化	認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高岡市民病院認知症疾患医療センター、高岡市認知症初期集中支援チーム、認知症・地域ケア相談医、認知症地域支援推進員の連携強化を図り、適切な医療・介護サービスが提供される支援体制を強化します。
在宅医療・介護に関する市民への知識の普及啓発	市民シンポジウム等の開催や、高齢者向けアプリ等による情報発信、健康講座等において、市民に在宅医療・介護についての知識の普及・啓発を図ります。ACP(人生会議)の普及啓発を図るため、人生いきいきノートの活用を促進します。
医療・介護関係者に対する研修会の開催	医療と介護関係者がより相互理解を深め、円滑な連携が行えるよう、連携に関する課題を把握しながら、在宅医療多職種連携研修会を開催します。

(3)在宅生活支援サービス

- ひとり暮らし高齢者等が安心して在宅生活を継続していけるよう各種在宅福祉サービスを提供します。
- 介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して在宅生活を送れるよう必要な支援を提供するとともに、介護者への精神的・経済的負担の軽減を図ります。

■主な事業・取組

事業・取組	内容
ミドルステイ事業	やむを得ない事由のある場合や、夏・冬期間の生活の安全が憂慮されるなどの場合に、特別養護老人ホーム・養護老人ホームへの一時的な入所を図ります。
高岡市「食」の自立支援サービス事業【再掲】	ひとり暮らしや高齢者世帯のみの家庭に、栄養バランスの取れた食事を配達する業者と連携し、見守り(安否確認)を行います。
おむつ等支給事業	常時おむつを使用している在宅高齢者で紙おむつ等が必要な方に引換券を発行し、支払額を助成します。
高齢者等福祉車両タクシー助成事業	在宅で常時車椅子を使用している方や寝たきり状態の方の外出を促すため、福祉車両タクシーを利用する場合に、利用料金の一部を助成します。
住宅の改修への支援	要支援・要介護認定者等が、自宅に手すり設置や段差解消など、高齢者が安全で暮らしやすい住宅に改修する際、工事費の一部を支給します。
高齢者住宅安心確保事業(シルバーハウジング)	段差の解消や手すり、緊急通報装置などを設置した市営住宅(シルバーハウジング)において、高齢者が安心して生活できるようにしています。また、必要に応じて生活援助員の生活指導、相談サービスを行います。
老人福祉電話の貸与	在宅のひとり暮らし高齢者の方や高齢者のみの世帯で、近隣に親族が居住していない方に、電話機を貸与します。
軽度生活援助サービス	日常生活に援助が必要な在宅高齢者の軽作業(草むしり、除雪)のお手伝いをします。
除雪支援事業	在宅のひとり暮らし高齢者の方や高齢者のみの世帯の方等に、屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成します。
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与します。見守りコールセンターでは、看護師等の専門的な知識をもつオペレーターが、緊急通報、生活・健康相談に365日・24時間体制で対応します。近くに支援者がいない方には、警備保障会社が自宅へ駆けつけ、現場にて安否確認を行います(オプション)。
双方向型見守り・避難情報等配信サービス	スマートフォンが利用できない高齢者でも、家族とお互いにやりとりができる見守りサービスを行います。併せて、災害や避難情報等の発信も行います。
ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集	ひとり暮らしの高齢者で要介護認定を受け、集積場にごみを出すことができない方を対象に、燃やせるごみの個別収集を行います。

拡

新

在宅寝たきり高齢者等の介護者への介添年金等の支給	65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方等に、介添年金等を支給します。
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業	認知症の方が行方不明になった場合に、「認知症SOS緊急ダイヤルシステム」にご家族が連絡することで、事前に登録された協力員や協力団体に行方不明となった方の情報がメールで共有されます。捜索に協力いただき、早期発見・保護につなげます。
高岡おでかけあんしんシール交付事業	読み取ることで認知症の方の情報(個人情報を含みません)が閲覧でき、またご家族と連絡を取り合うことができるようになる二次元バーコードのシールを交付し、行方不明となった際の早期発見・保護につなげます。
たかおか認知症個人賠償責任保険事業	市が保険契約者となり、認知症の方が他人の身体や財物に損害を与えたことなどによる法律上の損害賠償責任を負う場合に備えます。

基本施策2 安心して暮らすための環境づくり

(1) 高齢者の権利擁護の推進

- 呉西圏域の地域連携ネットワークの中核機関として、呉西地区成年後見センターが、各市の社会福祉協議会や弁護士などの関係団体と連携を図り、運営体制を強化します。成年後見制度に関する相談や広報啓発、市民後見人が活動できる場の体制整備等成年後見制度の利用促進に努めます。
- 虐待の早期発見・早期対応につながるよう、引き続き関係機関との連携を図るとともに、虐待の防止・早期発見に関する周知・啓発を行います。
- 介護負担から結果的に虐待となっているケースも多いため、介護者の負担軽減に向けた取組や施策の周知等を行います。
- 消費者被害を未然に防止するため住民への啓発を行います。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
市民後見人バンク登録者数	14人	21人	33人

■主な事業・取組

事業・取組	内容
成年後見制度の相談及び利用支援	呉西地区成年後見センターにおいて、相談、市民後見人の養成、法人後見の受任まで一貫した支援を行います。また、低所得者で後見人の報酬等の経費の支払いが困難と認められた高齢者には助成を行い、高齢者の権利と財産を守ります。
地域包括支援センターによる権利擁護の推進	地域包括支援センターや消費者センターと連携し、高齢者虐待や消費者被害の予防の普及啓発や、相談窓口の周知に努めます。

虐待防止体制の充実	高齢者虐待、高齢者の権利擁護に関する相談窓口の周知啓発を行います。
	高岡市高齢者虐待防止・対応マニュアルを活用し、虐待の早期発見・早期対応につながるよう、関係機関との連携を図ります。

(2) 高齢者の住まい

- いつまでも住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、高齢者の住まいの環境を整えます。

■ 取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
介護サービス相談員派遣事業所数	36事業所/年	13事業所/年	40事業所/年

■ 主な事業・取組

事業・取組	内容
介護サービス相談員の派遣	介護サービス施設・事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に、介護サービス相談員が訪問し、サービス利用者の話し相手となり、日常生活等の相談に応じたり、サービスの現状把握や観察などの活動を行います。必要に応じて、介護サービス施設・事業所等に対し、サービス改善等の提案を行います。
住宅の改修への支援【再掲】	要支援・要介護認定者等が、自宅に手すり設置や段差解消など、高齢者が安全で暮らしやすい住宅に改修する際、工事費の一部を支給します。
高齢者住宅安心確保事業(シルバーハウジング)【再掲】	段差の解消や手すり、緊急通報装置などを設置した市営住宅(シルバーハウジング)において、高齢者が安心して生活できるようにしています。また、必要に応じて生活援助員の生活指導、相談サービスを行います。

(3) 非常災害時の体制整備・支援

新

- デジタルツールを使って、災害情報等の発信を行います。また、スマートフォンを持っていない高齢者等にも防災・災害情報等が届くよう体制を整備します。
- 高岡市社会福祉協議会、民生委員、自治会・自主防災組織、サービス事業者等と連携し、災害発生直後のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、要配慮者の安否確認や避難誘導等を円滑に進められるよう、災害情報の伝達手段・伝達体制及び避難時の誘導方法等の支援体制を整えます。
- 日ごろから住民がお互いに助け合い、支え合える地域づくりに努め、避難時の円滑な支援体制づくりにつなげます。
- 福祉避難所指定の福祉施設において、平時から避難訓練の中で、避難者受け入れを想定した訓練を行い、有事の際に備えられるよう体制の構築に努めます。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
(危機管理課と連携した) 事業所への運営指導時避難確保計画点検、 助言・指導	21事業所/年	26事業所/年	27事業所/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
災害情報の発信	高岡市公式LINE、高岡市公式SNS、防災情報メール配信サービス等で、防災情報等を発信します。
新 双方向型見守り・避難情報等配信サービス【再掲】	スマートフォンが利用できないなど、自ら避難情報を入手しづらい高齢者に対して災害や避難情報等の発信を行います。
新 防災情報固定電話・ファックス配信サービス	事前に市に登録された方に、避難情報や警報情報等を固定電話への音声案内かファックスのいずれかで配信します。
避難行動要支援者の管理・把握	災害時に自分だけでは安全な場所に避難することが難しく、周りの人の支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、うち情報提供に関する同意の得られた方については、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織等に名簿情報の共有を行います。
福祉避難所の開設	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及び病弱者などのうち、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする「災害時要配慮者」が、支障なく避難生活を送ることができるよう、支援体制の整った福祉避難所を開設します。
自主防災組織育成	自主防災組織の防災訓練への助成を行い、要援護者避難支援訓練を支援します。

基本施策3 認知症の早期発見・対応、家族支援

(1) 認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応

- 認知機能低下が疑われる人に対して、通いの場や高齢者への訪問等の機会を捉え、「いきいきフレイルチェック表」を用いて丁寧に問診を行い、認知症の早期発見に努めるとともに、適切な医療や介護サービス等を提供するなど早期対応を図ります。
- 高岡市民病院認知症疾患医療センター、高岡市認知症初期集中支援チーム、認知症・地域ケア相談医等との連携を図り、適切な医療・介護サービスが提供される支援体制を強化します。
- 認知症の人の生活機能障がいの段階にあわせて「高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)」を用いて、認知症の人やその家族等の相談対応の際に、ケアの流れを説明し、適切な支援につなぎます。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症の相談窓口を知っている人【再掲】	25.3%	23.5%	50.0%
認知症の方やその家族が定期的につながる ことができる場の開催回数	26回/年	16回/年	50回/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
通いの場や介護予防把握事業(77歳訪問時)におけるいきいきフレイルチェック表の活用	保健師または看護師が、通いの場や77歳を迎える高齢者宅に訪問し、「いきいきフレイルチェック表」を用いて丁寧に問診を行い、認知症の早期発見・早期対応に努めます。
認知症に関わる関係機関の連携強化	認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高岡市民病院認知症疾患医療センター、高岡市認知症初期集中支援チーム、認知症・地域ケア相談医、認知症地域支援推進員の連携強化を図り、適切な医療・介護サービスが提供される支援体制を強化します。
高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)の活用	認知症の方の生活機能障がい段階にあわせて「高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)」を用いて、認知症の方やその家族等の相談対応の際に、ケアの流れを説明し、適切な支援につなぎます。
認知症の相談窓口の周知【再掲】	住民への出前講座等の際の周知、市公式LINEや新たに導入する高齢者向けアプリ等SNSを活用し、広く住民に認知症の相談窓口の普及啓発を図ります。

拡

(2)認知症の方及び家族への支援の強化

新

● 住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行う訪問型サービスDの運営にかかる費用について補助を行い、認知症の方が外出しやすい環境の整備に取り組みます。

● 認知症の方とご家族が安心して生活を送れるよう、認知症の方が行方不明となった際に早期発見・保護につなげる施策や、認知症の方が個人賠償責任を負うことになった場合に備えた保険の加入を行います。

● 認知症に関する相談窓口の普及啓発を強化します。

拡

● 認知症の人やその家族が定期的につながり、お互いに悩みを共有し、また、専門職に相談ができる体制を充実します。

拡

● 認知症の方やご家族同士が定期的に集い、交流する機会を充実させるために、民間で認知症カフェを実施する団体に対して補助を行い、認知症カフェのさらなる拡充を図ります。

拡

● 認知症ステップアップ講座を修了した地域住民や地域に関わるNPO、民間事業所などが、移送や買い物支援、見守り、話し相手等、認知症の人やその家族のニーズに応じた具体的な支援を行います。

● 認知症の診断直後のできるだけ早期に、本人と家族の相談支援体制を構築し、孤立や空白の期間を生じさせることのない医療・介護連携体制の強化を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業協力団体のメール配信箇所数	346箇所	399箇所	450箇所
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業利用者数	159人	181人	300人
高岡おでかけあんしんシール交付事業利用者数	—	71人	200人
たかおか認知症個人賠償責任保険事業利用者数	—	91人	210人

■主な事業・取組

事業・取組	内容
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業	認知症の方が行方不明になった場合に、「認知症SOS緊急ダイヤルシステム」にご家族が連絡することで、事前に登録された協力員や協力団体に行方不明となった方の情報がメールで共有されます。捜索に協力いただき、早期発見・保護につなげます。
高岡おでかけあんしんシール交付事業	読み取ることで認知症の方の情報(個人情報を含みません)が閲覧でき、またご家族と連絡を取り合うことができるようになる二次元バーコードのシールを交付し、行方不明となった際の早期発見・保護につなげます。
たかおか認知症個人賠償責任保険事業	市が保険契約者となり、認知症の方が他人の身体や財物に損害を与えたことなどによる法律上の損害賠償責任を負う場合に備えます。
新 高岡市訪問型サービスD事業費補助金【再掲】	住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行う訪問型サービスDの運営にかかる費用について補助します。
高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)の活用【再掲】	認知症の人の生活機能障がいの段階にあわせて「高岡市認知症安心ガイド(認知症ケアパス)」を用いて、認知症の人やその家族等の相談対応の際に、ケアの流れを説明し、適切な支援につなぎます。
拡 認知症の相談窓口の周知【再掲】	住民への出前講座等の際の周知、市公式LINEや新たに導入する高齢者向けアプリ等SNSを活用し、広く住民に認知症の相談窓口の普及啓発を図ります。
拡 認知症の方とその家族が集えるカフェ補助金交付事業	民間サロン等が実施する「認知症カフェ」の運営にかかる費用について補助します。
拡 認知症カフェにおける交流・相談体制の充実	認知症の人や家族の居場所づくりを目的とする交流機能については民間サロン等が実施し、認知症に関する専門性の高い相談については医療法人等に委託し専門職が対応することで相談体制を充実します。
拡 認知症サポーターステップアップ講座修了者による認知症の人や家族への支援	認知症サポーターステップアップ講座の修了者が、認知症の人やその家族のニーズに応じた支援を行います。

<p>保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備</p>	<p>認知症の診断直後のできるだけ早期に、本人と家族の相談支援体制を構築し、孤立や空白の期間を生じさせることのない医療・介護連携体制の強化を目指します。</p>
<p>認知症の人と家族の一体的支援</p>	<p>認知症の方への支援と家族への支援を一体的に行います。認知症の方やその家族同士のつながりからの自然な学びや専門職等からの助言により、家族関係の再構築、そして在宅生活の継続を図ります。</p>

基本的な方向Ⅲ 支え合う地域づくり

【第8期計画までの振り返り】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、集まって話し合うことへの抵抗があり、会議等の開催回数が目標に届きませんでした。少しずつ、会議や地域の集まりも増えてきています。
- ・ また、地域が主体の通所型サービスBが立ち上がりました。さらに、その通所型サービスに筋力低下等で歩いて通えない高齢者のために、地域の事業所が空き車両を活用して移送支援を行う訪問型サービスも立ち上がりました。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、外部からの立入りを制限する施設が多く、認知症サポーターステップアップ講座修了者の活躍の場が制限されました。

【現状とアンケート調査等による課題】

- ・ 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、高齢者の一人暮らしまたは夫婦二人暮らしの世帯が50.7%となり、調査開始後初めて50%を超えました。
- ・ 「居宅介護支援事業所等調査」の結果、介護保険で利用できなかったサービスのうち、利用者から要望やニーズがあるサービスは高い順にゴミ出し・買い物支援・掃除などの生活支援、通院の付き添い、緊急時のかけつけ、通院の送迎、見守りです。

【社会情勢等】

- ・ 高齢者の生活を支える現役世代の減少や高齢者の就業率の上昇により、地域の担い手が不足しています。
- ・ 8050問題や介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立している状態など地域住民が抱える課題が複雑・複合化したケースが増えています。
- ・ これまで、生活支援コーディネーターは高齢者の生活支援体制の充実を図ってきましたが、近年、引きこもりや障がい等、高齢者以外の方の課題も増えており、年齢や分野を超えて地域で支え合う体制づくりが必要になっています。
- ・ 高岡市社会福祉協議会では、地域ごとの福祉課題をテーマに、住民同士が話し合い、地域に応じた事業を住民が主体となって立ち上げることができるよう、「あっさり福祉推進モデル事業」を実施しています。

基本施策1 地域の見守りや声かけ活動の推進

(1) 地域の見守りや声かけの充実

- 民生委員等による日常的な見守り・声掛け活動等による同じ地域に住む方々で見守り、支え合う活動を継続して推進します。
- 高岡市社会福祉協議会が推進するケアネット活動が広く住民や専門職に周知されるよう支援します。
- ライフライン事業者等による地域の見守り活動により異変にいち早く気付くことができる体制を維持継続していきます。
- 認知症の方が行方不明となった際に、捜索に協力いただける団体を増やし、認知症の方の早期発見、保護につながる地域づくりに努めます。



- スマートフォンが使えない高齢者でも、家族とのやりとりを含めた見守り・声かけができるよう体制を整えます。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業協力団体のメール配信箇所数【再掲】	346箇所	399箇所	450箇所
ケアネット活動チーム数	142チーム	119チーム	160チーム※

※第3次高岡市地域福祉活動計画に基づくもの

■主な事業・取組

事業・取組	内容
民生委員等による日常的な見守り・声掛け活動	民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、地域住民による日常的な見守りや声かけ等の活動を推進します。
ケアネット活動	小地域(市内27地区)を単位として、子どもから高齢者まで支援を必要とする人を地域住民と専門職と一緒に見守り、日常生活を支援するケアネット活動を推進します。
ライフライン事業者等による地域の見守り活動	ライフライン事業者等が訪問先等で異変に気付いたときに市へ連絡するという地域見守り協定を市とライフライン事業者等が結び、地域の見守り活動の連携体制を構築し、高齢者の異変の早期発見・対応に努めます。
高岡市認知症SOS緊急ダイヤルシステム事業【再掲】	認知症の方が行方不明になった場合に、家族等からの通報により事前に登録された協力団体へ認知症の方の探索の協力要請を行い、早期発見・保護につなげます。
緊急通報装置設置事業【再掲】	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与します。見守りコールセンターでは、看護師等の専門的な知識をもつオペレーターが、緊急通報、生活・健康相談に365日・24時間体制で対応します。令和5年度から、緊急通報サービスの機能(オプション)を拡充し、警備保障会社が自宅へ駆けつけ、現場にて安否確認を行います。
新 双方向型見守り・避難情報等配信サービス【再掲】	スマートフォンが利用できない高齢者でも、家族とお互いにやりとりができる見守りサービスを行います。併せて、災害や避難情報等の発信も行います。

基本施策2 生活支援体制の充実

(1)生活支援体制整備事業の拡充



- 生活支援コーディネーターの業務の対象を高齢者から全世代に拡大し、第2層生活支援コーディネーターが中心となり、各地域の福祉課題をテーマに住民同士が話し合い、世代や分野を超えて、既存事業の見直しや地域の実情に即して子どもから高齢者まで住民が主役の事業を立ち上げることができるよう支援します。
- 生活支援コーディネーターが中心となり、住民同士が交流する場づくりや、ケアネット活動やボランティア活動などごみ出しや買い物等の生活支援体制の充実を推進します。

- 地域住民だけでは解決できない専門的な支援が必要な課題については、第2層生活支援コーディネーターが中心となり、専門職の会議を開催し、専門職同士が連携できる体制を構築します。
- 生活支援コーディネーターの知識や技術の向上を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域住民が主体的に継続して地域の福祉課題をテーマに話し合う地域数	0地域	2地域	12地域

■主な事業・取組

事業・取組	内容
生活支援体制整備事業 新	小地域単位(市内27地区を基本。地域の実情に応じて変更)を対象に地域(地区・町内)ごとの福祉課題をテーマに、住民同士が話し合い、地域の実情に即した事業を住民が主体となって立ち上げるプロセスづくりを生活支援コーディネーターが支援します。
	生活支援コーディネーターは、把握した地域資源の情報を広報紙や市ホームページ、SNS等を活用して市民に発信します。
	新 地域住民に必要な後方支援を行うために、第2層にこども、高齢者、障がい、困窮など分野を超えて専門職が地域で連携できる連絡会を開催します。
	地域住民の状況把握、住民同士が交流する場や活動といった社会資源の発掘、地域住民や専門職とのネットワーク構築に向け、生活支援コーディネーターの知識や技術の向上を図るため研修を行います。
ふれあいいきいきサロン【再掲】	高齢者等のふれあいや交流を目的に定期的に開催する「ふれあいいきいきサロン」に対して、経費を補助します。
新 高岡市通所型サービスB事業補助金【再掲】	住民等のボランティアを主体として、要支援者等を対象に行う通所型サービスBの立ち上げや運営にかかる費用について補助します。
新 高岡市訪問型サービスD事業費補助金【再掲】	住民や地域の事業所等のボランティアを主体として、外出時に移送前後の支援を行う訪問型サービスDの運営にかかる費用について補助します。

(2)地域ケア会議の推進

- 圏域ごとに設置されている認知症・地域ケア相談医や多職種、地域住民等との共同により、認知症や複雑・複合的な課題を抱える方等の個別事例の検討を行い、介護支援専門員が自立に向けた適切なケアマネジメントが行えるよう支援し、高齢者の自立支援を促します。
- 複雑化したケースや複合化したケースについてより専門的な視点を加えて検討できるよう、関係部署や関係機関との連携をさらに強化し、包括的な支援体制を整備します。
- 保健・医療・福祉・介護の専門機関、地域組織、民間企業等関係機関が連携し、地域課題の共有及びその解決に向けた方策の検討を行い、必要に応じて、施策につなげることで、地域の支え合い体制の強化・充実を図る。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域ケア個別課題会議の事例検討件数 (自立支援会議含む)【再掲】	110回/年	93件/年	130件/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
地域ケア個別課題会議	多職種協働による個別事例の支援内容の検討を通じ、ケアマネジャーへの自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の課題解決のための地域支援ネットワークの構築、個別課題からの地域課題の把握等を行います。
地域ケア推進会議	地域ケア個別課題会議や自立支援型地域ケア会議といった個別の事例検討等では対応できない地域課題について、解決策を協議し、必要に応じて施策につなげます。

基本施策3 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援

(1)認知症バリアフリーの推進

- 地域や企業、小・中・高校生など幅広い世代を対象に、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーター養成講座の開催等を行い、認知症に関する正しい理解や、認知症予防のための知識等を普及啓発します。
- 認知症の人やその家族への支援等、地域で活動する担い手となる人材を育成するための認知症サポーターステップアップ講座を継続し、また、講座を修了した地域住民や地域に関わるNPO、民間事業所などが支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに応じて、具体的な支援につなげるための地域の支援体制を強化します。
- 認知症サポーター養成講座を受講し、地域において「認知症に関するやさしい取組等」を実施している「たかおか認知症パートナー宣言事業所」の認定登録数の増加を図り、認知症の人やその家族が安心して暮らすことのできる認知症バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 認知症の日及び認知症月間に認知症への理解を深める取り組みを実施します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
認知症サポーターステップアップ講座修了者の活動回数	—	延べ16回/年	延べ60回/年
たかおか認知症パートナー宣言事業所 認定登録数	—	20事業所	50事業所

■主な事業・取組

事業・取組	内容
認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	認知症について正しい知識と対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。
認知症サポーターステップアップ講座の開催	認知症サポーター養成講座修了者を対象に、認知症の知識をより深め、認知症の人やその家族への支援等、地域で活動する担い手となる人材を育成します。
認知症サポーターステップアップ講座修了者における支援チームの形成	認知症ステップアップ講座を修了した地域住民や地域に関わるNPO、民間事業所などが支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに応じて具体的な支援につなげるための地域の支援体制を強化します。
たかおか認知症パートナー宣言事業所の周知と拡大及び連携	「たかおか認知症パートナー宣言事業所」として認定された企業・店舗を市のホームページで公表、認知症の日及び認知症月間における認知症の普及啓発イベントの際に周知を行い、「認知症にやさしい取組等」をPRします。また、認知症に関する情報の普及啓発を連携して行うなど、認知症バリアフリーのまちづくりを推進します。
認知症地域説明会の開催【再掲】	市民に認知症に関する正しい理解や、認知症予防のための知識等を普及啓発します。
認知症の日及び認知症月間における認知症の普及啓発イベントの実施【再掲】	認知症の日及び認知症月間に合わせて、認知症に関するパネル展示や認知症に関する図書の紹介等を行い、認知症について幅広い年代の方に知っていただくために普及啓発を行います。

基本的な方向Ⅳ 介護保険サービスの適正な運営

【第8期計画までの振り返り】

- ・ シルバー人材センターに「介護プランナー」を配置し、専門職が行う介護以外の周辺業務を行う介護助手として元気高齢者と介護事業所とのマッチングを行い、介護人材の確保につながりました。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議や研修会などにおいてオンラインでの開催など新たな形式での開催が浸透しており、業務の効率化にもつながっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外部からの立ち入りを制限する施設・事業所が多く、介護サービス相談員の派遣事業所が減少しました。

【現状とアンケート調査等による課題】

- ・ 後期高齢者および要介護認定者の増加に伴い、給付費の増加が見込まれます。
- ・ 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「今後、身体が弱ってきたときに希望する住まい」として、「現在の住居」が62.9%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム等の介護保険施設」が13.6%でした。
- ・ 「介護サービス事業所調査」の結果、56.7%の事業所が「介護人材の不足がある」と回答しました。

【社会情勢等】

- ・ 要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、引き続き介護人材の確保や業務の効率化が課題です。
- ・ 定年年齢の段階的な引上げなどの影響により、高齢者(とりわけ75歳未満)の就業率が上昇しており、介護人材として活用できる体制づくりが必要です。

基本施策1 適切な介護サービスの提供

(1)介護サービス基盤整備

検討中

(2)介護サービス事業所の質の確保

- 介護サービス相談員が、介護サービス施設・事業所等を訪問して利用者の声を聞き、必要に応じてサービス改善等の提案を行います。
- 事業所における人員基準や運営体制等が適切であるかを確認し、助言指導を行います。
- 災害や感染症発生時においても、介護サービスが継続的に提供できる体制が構築されるよう助言指導を行います。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
介護サービス相談員派遣事業所数【再掲】	36事業所/年	13事業所/年	40事業所/年
居宅介護支援事業所に対する運営指導	9事業所/年	10事業所/年	10事業所/年
地域密着型サービス事業所に対する運営指導	12事業所/年	16事業所/年	17事業所/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
介護サービス相談員の派遣	介護サービス施設・事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に、介護サービス相談員が訪問し、サービス利用者の話相手となり、日常生活等の相談に応じたり、サービスの現状把握や観察などの活動を行います。必要に応じて、サービス改善等の提案を行います。
介護サービス事業者への指導	制度及び基準等に基づく適正なサービス提供と報酬請求が行われるよう、個々の事業所への指導や講習会等による集団指導を実施します。
災害に対する備え	危機管理課と連携し、避難確保計画未作成の事業所に対し、作成を促します。また必要に応じ助言・指導を行います。
災害・感染症への対策	会議や研修会等の開催について、対面・集合形式の他、内容・状況に応じてウェブ会議・動画配信等を活用します。

基本施策2 介護給付の適正化

(1)介護給付適正化事業の充実

- 要介護認定に係る調査結果の点検や認定調査員への研修の実施により、適切かつ公平な要介護認定につなげます。
- ケアプラン点検や住宅改修等の点検により、自立支援に資する適正なケアプランとなっているか確認します。
- 要介護者等に必要な介護サービスが適切に提供されるよう、介護報酬請求の適正化に取り組み、介護給付の適正化を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
ケアプラン点検に係る訪問事業所数(高齢者向け住まい等住宅入居者プラン点検も含む)	9事業所/年	10事業所/年	10事業所/年
住宅改修・福祉用具購入等の訪問点検数	2回/年	2回/年	4回/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
要介護認定に係る調査の精度の確保	要介護認定に係る調査の結果を全件確認し、調査の精度の確保を図ります。 県が実施する認定調査員研修を認定調査員が受講し、調査員のスキルアップを図ります。
公正な認定審査会の運営	県及び高岡市医師会と連携し、介護保険主治医等に対し、研修会や情報提供を行います。 介護認定審査会の委員長会議において審査判定手順・判断基準の確認を行い、介護認定審査会委員間で共通認識を図ります。
ケアプラン点検の充実	必要な介護サービスが過不足なく適切に提供されるようケアプランの点検を行います。
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	専門職と連携した住宅改修等の訪問点検や福祉用具購入・貸与に係る訪問調査を行い、適正な給付を図ります。
医療情報との突合・縦覧点検	介護報酬請求に係る算定回数の確認やサービス・事業所間の給付の整合性の確認、医療請求との突合を行い、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促します。

(2)ケアマネジメントの質の向上

- ケアマネジャーを対象とした研修会の開催やケアプラン点検による指導等を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域ケア個別会議事例検討件数【再掲】	10件	10件	15件

■主な事業・取組

事業・取組	内容
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所への巡回指導を行い、ケアマネジメントプロセスについてアドバイスを行うと共に、個々のケアマネジャーの日頃の業務における悩みや相談への対応、同行訪問やサービス担当者会議開催支援を行います。

介護支援事業者部会活動	ケアマネジャーの研修会の開催や情報交換の場を設け、ケアマネジャーの知識や技術の向上を図ると共に、相互の連携を図ることで、ケアマネジメントの質の向上につなげます。
地域ケア個別会議(自立支援会議)の開催【再掲】	薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種の助言により自立支援(本人の有する能力の維持・向上)を重視したケアプランの作成を目指します。また、ケアマネジャーに会議の傍聴を促し、ケアマネジャーの資質向上につなげます。

基本施策3 人材確保および業務の効率化

(1)介護人材の確保

- 新 ● 高齢者アプリを活用し、高齢者と介護サービス事業所等とのマッチングを行います。【再掲】
- 新 ● 市内の介護サービス事業所と連携して、SNS等を活用し、介護職場のイメージアップを図ります。
- 県・他市・職能団体等と連携し、福祉人材確保策について検討します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
高齢者アプリを通じた介護サービス事業所とのマッチング件数	—	—	30件/年

■主な事業・取組

事業・取組	内容
新 高齢者と介護職場のマッチング【再掲】	高齢者アプリを通じて、ボランティアセンターやシルバー人材センターと連携し、高齢者と介護サービス事業所等とのマッチングを行います。
新 介護職場のイメージアップ	介護サービス事業所と連携して、SNS等を活用し、介護現場の声を取り入れながら、介護職場の魅力を発信します。
福祉人材確保策の検討	県や他市、介護福祉士会等の職能団体と連携し、より有効な介護人材確保策(外国人介護人材を含む)を検討するとともに、必要に応じて国に対して支援を要望します。

(2)業務の効率化、負担軽減

- 新 ● 限りある人材で増大する医療・介護ニーズを支えるため、医療・介護等の専門職、行政がつながり、情報共有できる多職種連携システムの活用を促進し、業務効率化による従事者の負担軽減を図ります。【再掲】
- 新 ● デジタルツールを活用した事務作業の簡素化が図られるよう支援します。
- 介護ロボットやICTの導入が図られるよう支援します。

■取組の目標

指 標	令和元年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
多職種連携支援システムの登録施設数(累計)【再掲】	—	146施設 (R5.2.21)	200施設
ケアプランデータ連携システム導入事業所の割合	—	—	100%

■主な事業・取組

事業・取組	内容
新 多職種連携システムの運営及び活用促進【再掲】	在宅医療・介護を切れ目なく提供するために、新たにデジタルツールを導入し、業務効率化による医療・介護従事者の負担軽減につなげ、人材確保対策を図ります。
新 デジタルツールを活用した事務作業の簡素化	国において構築された「電子申請・届出システム」や「ケアプランデータ連携システム」について、市内の事業所での活用が進むよう、導入事例の紹介を行うなど負担軽減を図ります。
介護ロボット・ICTの導入促進	県と連携しながら、介護ロボット・ICT導入に係る補助金について周知するとともに、活用・導入事例の紹介を行うなど導入促進を図ります。